

資料2 RAE2008  
評価申請の手引き

2005年6月  
文書番号 RAE 03/2005

岩田末廣 (広島大学) 監訳

序論	221
第1部：RAE2008の概要	222
第2部：評価申請書の書式と内容	228
第3部：データの要件と定義	230
第1節 スタッフの詳細 (RA0と RA1)	231
第2節 研究業績 (RA2)	236
第3節 研究学生と奨学生 (RA3a と RA3b)	239
第4節 研究収入 (RA4)	242
第5節 研究環境と好評度 (esteem) (RA5a)	245

## 資料2 RAE2008 評価申請の手引き

岩田末廣 (広島大学) 監訳

### 2008年 RAE 評価申請の手引き

宛 先 HEFCE の予算交付を受けている高等教育機関の長  
HEFCW の予算交付を受けている高等教育機関の長  
SHEFC の予算交付を受けている高等教育機関の長  
北アイルランドの大学の長

対 象 研究評価；研究政策；プランニングに責任を有する方々

文書番号 RAE 03/2005

発行日 2005年6月

質問の受付 Ed Hughes, Davina Madden  
または Josie Linton  
電話 0117 931 7267  
電子メール info@rae.ac.uk

日まで) にそれらのスタッフが産出した、出版物およびその他の形の評価可能な業績の詳細

- ・ 研究学生 (research students) と研究収入に関するデータ, および評価対象期間 (2001年1月1日から2007年7月31日まで) に関する記述式の注釈

評価申請書の評価は2008年中に行われる。その結果は、2008年12月に公表され、高等教育財政カウンシルによって2009-10年度からの研究予算交付の計算に用いられる。

### 必要とされる行動

3. 本文書は、RAE2008の評価申請書に含まれるデータの収集に関して、高等教育機関に情報と手引きを提供するためのものである。現段階では、高等教育機関に必要とされる行動はない。

### 要旨

#### 目的

1. 本文書は、RAE2008の評価申請に含まれるべき内容とデータを指定するものであり、評価申請書を作成する上での方針と実際的な問題点について高等教育機関の手引きとなることを意図している。

#### 要点

2. 2006年12月、英国の4つの高等教育財政カウンシルは、英国のすべての有資格高等教育機関に対し、RAE2008の評価申請を募集する。評価申請書は、以下で構成される共通のデータセットを含まなければならない。

- ・ 2007年10月31日の所属決定日に職務についているスタッフに関する情報
- ・ 発表期間 (2001年1月1日から2007年12月31

### 序論

4. 本文書は、RAE2008の評価申請に関する管理上の処理とデータの要件を示すものである。これは、15の主評価部会および67のサブ評価部会の作業手順と評価基準 (評価部会基準) の説明書と合わせて読まなければならない。それらの説明書は、2005年7月に諮問のために草案の形でRAEウェブサイト上发表された後、2006年はじめに最終的な形で発表される。本文書および評価部会基準は、データの要件、ならびに各評価部会が評価の中でそれらのデータを利用する方法について、総合的に説明する。当チームは、今後、評価申請書を作成する上で高等教育機関を支援するために本文書の補足を発行し、データ定義の詳細を明確化する可能性があるが、そのような補足によって新たなデータ項目が要求されることはない。

5. 2006年12月、当チームは最終的に、有資格高等教育機関からのRAE評価申請を募集する。そ

の募集に伴い、評価申請方法に関する技術的なマニュアルが発表される。

6. 本文書の構成は以下のとおりである。

**a. 第1部 RAE2008の概要**

- i. 目的
- ii. 一般原則
- iii. 2001年 RAE『評価申請の手引き』以降の主な変更点
- iv. 評価方法, UOA, および評価部会
- v. 結果と評価申請書の発表時期と発表方法
- vi. 評価申請書の作成とスタッフの選択に関する実施規程 (code of practice)
- vii. 評価申請の方法
- viii. データの検証と研究業績類へのアクセス
- ix. データ保護

**b. 第2部 評価申請書の書式と内容**

- i. 複数申請
- ii. 共同申請
- iii. 学際研究, 他部会への照会の仕組み, 専門的助言
- iv. 評価申請書の内容

**c. 第3部 データの要件と定義**

- i. 一般的な定義
- ii. スタッフの詳細 (RA0と RA1)
- iii. 研究業績類 (RA2)
- iv. 研究学生と奨学生 (RA3a と RA3b)
- v. 研究収入 (RA4)
- vi. 研究環境と好評度 (RA5), スタッフ個人の状況 (RA5b), カテゴリーCのスタッフの状況 (RA5c)

**d. 付属書**

- 付属書A 質のプロフィールと質のレベルの定義
- 付属書B RAEの目的での研究の定義
- 付属書C 評価対象単位 (UOA)
- 付属書D タイムテーブル
- 付属書E データ要件の要約 (表)
- 付属書F 標準的なデータ分析結果
- 付属書G RAE 評価申請書の作成実施規程の策定に関する平等推進ユニット (Equality Challenge Unit) の手引き  
【本翻訳では省略】
- 付属書H 関連する発行物および今後発刊予定の発行物

付属書I 用語解説

付属書J 略語一覧

7. 質問はRAEチーム宛てにすること。できる限り、各高等教育機関内で指定されたRAEの連絡担当者を通して行っていただきたい。

**第1部：RAE2008の概要**

**目的**

8. RAEは、イングランド高等教育財政カウンシル (HEFCE), スコットランド高等教育財政カウンシル (SHEFC), ウェールズ高等教育財政カウンシル (HEFCW), および北アイルランド雇用教育省 (DEL) によって共同で実施される。RAEは、これら4つの高等教育財政カウンシルを代表して、HEFCEに本拠をおくRAEチームによって運営される。本文書における「当チーム」とは、RAEチームを指す。

9. 1992年以来4回目のこのような全国的評価であるRAE2008の主目的は、高等教育機関によって行われた研究活動に関するそれぞれの評価申請に対し、質のプロフィール (第30段落および付属書Aを参照のこと) を作成することである。4つの財政カウンシルは、2009-10年度以降に高等教育機関に交付する研究予算を決定するために、この質のプロフィールを利用するつもりである。4つの財政カウンシルのいずれかから研究予算の交付を受ける資格のある英国の高等教育機関はすべて、これに参加することができる。

10. RAE2008の目的での研究の定義は付属書Bに記されている。これは、2001年RAEに用いられた定義と実質的に同じである。明確化のために2001年に用いられた表現にわずかな変更が加えられているが、それは意味を変化させるものではない。

**一般原則**

11. RAEの実施には以下の原則が適用される。それは、RAEチームがRAEの実施を調整する枠組みとなり、また、15の主評価部会と67のサブ評価部会が専門家としての集団的な判断を行使して評価基準案の作成と評価申請書の評価を行う枠組みとなる (RAE 01/2005『評価評価部会の手引き』を参照のこと)。

12. **公平性**。すべてのタイプの研究およびすべての形態の研究業績が、公平で平等な基準に則って評価される。評価部会は、どこで研究が行われるかにかかわらず、応用研究、実践ベースの研究、基礎／戦略的研究のすべてにわたり、平等な基準に立って研究の優秀性を認識・処理することを可能にする評価のプロセスと基準を採用するよう指示を受けている。

13. **多様性**。RAE2008への評価申請は、英国の高等教育部門全体で行われたすぐれた研究の多様性を反映するはずである。当チームは、現在、この多様性を奨励する十分に柔軟な RAE2008のプロセスを作り上げているところである。これに沿って、当チームは評価部会に対し、いずれかの研究形態を重視することなくすべての研究形態における優秀性を識別するのに適した基準を作成し、すぐれた研究の多様な証拠を認識する準備をするよう指示している。

14. **平等性**。高等教育機関は、機会均等ガイドラインに示された理由で研究業績の量が少ない研究者を含め、すべてのすぐれた研究者の業績を評価申請することが勧められる。機会均等の監視に関する法に従うため、当チームは高等教育機関に対し、RAE 評価申請書の作成とそれに含むスタッフの選択に関する適切な内部実施規程を作成、採択および文書化していることを確認するよう求める（第35-38段落参照）。当チームはすでに、RAE2008に影響を及ぼすすべての現行および審議中の機会均等関連法に関して評価部会に概要説明を行っている（RAE 02/2005『評価部会の議長、メンバー、書記への平等化推進に関する概要説明』を参照のこと）。評価部会の基準は、これを考慮に入れて作成されることになる。

15. RAE の中心は**専門家レビュー**である。学術的な判断に基礎を置く学問領域ごとの専門家レビューに対する幅広い信頼は、ギャレス・ロバーツ卿の研究評価審議（RA 審議）の後の諮問において支持された。この信頼を維持するため、当チームは、質の高い研究に現在携わっている、または最近まで携わっていた専門家を評価部会のメンバーに任命している。これらの専門家は RAE 評価申請の専門的な評価を裏づけるために適切な量的指標を用いるが、依然として専門家レビューがこの作業の核心である。

16. **明確性**。当チームは、RAE に関するすべての文書および陳述を明確で一貫したものにすることを目指している。RAE チームによる概要説明書の作成においても、評価部会の基準説明書の作成においても、この原則が指針とされている。

17. **一貫性**。RAE における評価は、同系列のすべての分野において一貫しているべきである。RAE2008実施の提案に関する諮問の結果に従い、当チームは、大まかに共通する研究アプローチを持つほぼ同系列の UOA のサブ評価部会を、15の主評価部会の下にまとめた。主評価部会はサブ評価部会との協力により、それぞれの UOA に適した基準と作業手順を作成および合意し、一貫したアプローチを確保する。また、評価申請書の質のプロフィールを決定する際に一貫した質の水準が適用されるようにするのも、主評価部会の役割である。

18. **継続性**。RAE は、以前の RAE を基礎にし、そこから学びながら発展してきたプロセスである。毎回、過去との継続性と新たな発展の間の適切なバランスを取ることが必要とされる。大規模なレビューと諮問に基づいて強化された RAE2008には、実行にかかる費用に比べて利点が大きいと判断された改善点が採用されている。

19. **信頼性**。RA 審議とそれに続く RAE 実施に関する財政カウンシルの諮問への対応を通して明らかであるとおおり、RAE に用いられている基本的な方法、形式、プロセス——アカデミックな判断に基づく学問領域ごとの専門家レビュー——は、評価を受ける側に信頼されている。当チームは、適正な手続き、すなわち評価部会への慎重なガイダンスによる評価プロセスの完全性の維持、およびデータ検証による評価申請書のデータの完全性の確保により、この信頼性を維持する。

20. **効率性**。堅固で正当と認められるプロセスを実行できる範囲で、可能な限り、RAE の費用と負担を小さくするべきである。これまでの RAE は、その評価結果を通して配分された公的資金の額から考え、（高等教育機関に発生した費用推定額を含めて）非常に費用効果が高かったといえる。たとえば、イングランドにおける1996年 RAE の費用は、その結果を基準にして配分された研究資金額のおよそ0.8%であったと当チームは推定している。当チームは今後も、公的資金を使用する上

での説明責任を保つ必要性に照らしながら、高等教育機関にとっての負担を比較検討していくつもりである。

21. **中立性**。RAE は高等教育機関における研究の質を測定するために存在する。それは、測定対象の活動をゆがめることなくその機能を実行すべきであり、研究の質を総合的に高めるとい一般的誘因を提供する以外には、特定のタイプの活動や行動を奨励し、あるいは妨げてはならない。

22. **透明性**。RAE の信頼性は、決定が下されるプロセスの透明性によって強化される。この原則は財政カウンシルの活動の中心に位置づけられるものであり、これまでも RA 審議とそれに続く財政カウンシルによる諮問に適用されている。決定および決定のプロセスは公明正大に説明される。

#### 2001年 RAE『評価申請の手引き』以降の主な変更点

23. 今回のデータの要件と定義は2001年 RAE のものを基礎としているが、変更点もある。したがって、高等教育機関は、以前のデータ要件の知識に頼ってはならない。変更点の中でも特に注意を要するのは以下の点である。

- a. 2001年 RAE で導入されたカテゴリー A\* スタッフが廃止される。
- b. これまでの RAE では、評価申請に含まれるスタッフの給与の発生源として一般資金、NHS 資金、特別資金が区別されてきたが、この区別が廃止される。
- c. 2001年 RAE では、評価申請に含まれるスタッフの研究業績、およびそれらのスタッフが指導する研究学生または研究助手の研究業績のほかに、施設の状況を報告するよう求められたが、それが廃止される。
- d. 発表期間の終わりは、評価申請書の提出期限（2007年11月30日）の1ヶ月後、研究学生、収入、環境、好評度に関するその他のデータの対象となる評価対象期間の終了日（2007年7月31日）の5ヶ月後である2007年12月31日に設定される。この変更は、印刷物やその他の媒体で発表される研究業績の多くに出版年のみが記され、月は記載されないため、2007年と記載されている業績がその年の12月31日以前のある時点までに実際に発表されたかど

うかを検証することは不可能であるという事実を認識するものである。2007年11月30日から12月31日の間に発表が予定されている研究業績の提出の方法は、第44段落および第45段落に説明されている。

- e. 当チームは評価申請書のほかに、電子的な形で一定のカテゴリーの研究業績を収集するつもりである（第96段落参照）。
- f. 2001年 RAE の RA5と RA6を1つにまとめ、研究環境と好評度（esteem）の証拠を記述する RA5aにする。評価部会は、それぞれの基準説明書において RA5a の書式を指定する（第154-158段落参照）。

さらに、当チームは、RAE の評価に含まれなかったスタッフに関する情報を収集しない。しかし、高等教育統計局（HESA）の2007-08年（およびそれ以降）のスタッフ個人記録のために、高等教育機関は今後も、RAE 適格スタッフのそれぞれが RAE2008の評価申請に含まれたか否かを示し、含まれなかったスタッフを UOA に割り振ることを求められる。これは、財政カウンシルが2000年人種関係（改正）法に基づく機会均等の監視義務を果たすために必要とされる（第35-38段落参照）。

#### 評価方法、UOA、および評価部会

24. 高等教育機関は2007年11月30日までに評価申請書を提出する。それぞれの評価申請書には、要約すると以下が含まれる。

- ・ 2007年10月31日の所属決定日に職務についているスタッフに関する情報
- ・ 発表期間（2001年1月1日から2007年12月31日まで）にそれらのスタッフが発表した、出版物およびその他の形の評価可能な業績の詳細
- ・ 研究学生と研究収入に関するデータ、および評価対象期間（2001年1月1日から2007年7月31日まで）に関する記述によるの注釈

25. 67のサブ評価部会が67の UOA への評価申請書に関して詳しい評価を行う。サブ評価部会は15の主評価部会の指導の下で活動する。それぞれの評価申請書ごとに、サブ評価部会が暫定的な質のプロフィールを作成し、主評価部会の承認を得る。

26. UOA は付属書 C にリストされている。一部の UOA は、RAE 03/2004『評価領域単位（UOA）

と評価部会メンバーの募集』に記されているとおり、2001年 RAE の後に編成し直されている。各 UOA の説明は評価部会基準説明書に示される。それは各 UOA の対象となる主な研究分野を示すが、そこに含まれるすべての学問領域を網羅するわけではない。高等教育機関は、どの UOA に評価申請すべきかを判断するにあたり、UOA の説明を参照していただきたい。

27. RAE 01/2004『英国の高等教育財政カウンスルによる初期決定』に示したように、当チームは、主評価部会とサブ評価部会が、質の高い研究の実行、管理、評価の経験を持つ個人、および実践者、産業界、その他のユーザーの視点で応用研究と実践ベースの研究の評価に参加する十分な能力のある専門家で構成されるように努めている。評価部会メンバーの任命のプロセスは、RAE 03/2004『評価領域単位 (UOA) と評価部会メンバーの募集』に記述されている。各評価部会のメンバーは [www.rae.ac.uk/panels](http://www.rae.ac.uk/panels) で見るができる。評価部会の基準説明書には、産業界、商業界、公共部門のユーザーに関連する応用研究を含め、幅広い研究を評価する方法が詳述される。

28. これまでの RAE と同様に、評価のプロセスは専門家レビューを基礎とする。評価部会は、提示されたすべての証拠を考慮しながら、専門的な判断を用いて、それぞれの評価申請書に記された研究の質のプロフィールについて意見を形成する。付属書 A に、評価部会が質のプロフィールを作成する方法がより詳しく説明されている。

29. 評価部会は、2008年1月から11月の間に評価申請書の評価を行う。実行のタイムテーブルは付属書 D に記されている。

#### 結果と評価申請書の発表時期と発表方法

30. それぞれの評価申請の質のプロフィールは2008年12月に発表される。それは、星の数で表された4つの質のレベルに該当すると判断される研究活動の割合を5%幅で示す。1\*の基準ライン以上の研究が1点も含まれない評価申請は、100%「等級なし」と表示される。RAE の目的での研究の定義に該当する研究が1点も含まれない場合には、質のプロフィールは与えられない。端数処理の方法を含め、質のプロフィールを作成および提示する方法が付属書 A に説明されている。

31. 質のプロフィールに加えて、財政カウンスルは、それぞれの評価申請に含まれたスタッフ（評価対象スタッフ）のフルタイム換算数（FTE 数）を公表する。過去の RAE と異なり、当チームは、高等教育機関のレベルでも UOA のレベルでも、評価申請に含まれなかったスタッフ（非評価対象スタッフ）に関する情報を収集しない。したがって、評価部会は評価対象スタッフに関する評価情報のみを受け取る。評価部会は、それぞれの判断に達するにあたり、非評価対象スタッフに関する情報を考慮しない。

32. RAE の報告とフィードバックは2009年はじめに利用可能になる。当チームは、2007年中に、報告とフィードバックの形式に関する情報を発表する。フィードバックは、以下で構成されると考えられている。

- a. 各主評価部会が公表する報告書。作業手順が確認され、それぞれの担当分野の研究に関する所見（長所、弱点、活動の活発性）が簡単に提示される。
- b. それぞれの評価申請書に関して、公表されたサブ評価部会の基準を参照しながら、与えられた質のプロフィールの理由を要約するフィードバック。このフィードバックは、当該高等教育機関の長のみを送付される予定である。共同申請の場合には、関連する高等教育機関すべての長に対して非公開文書として送付される。

33. また、評価申請書のうち、事実データ、および研究活動に関する事情データと記述情報の部分はインターネットで公表される。当チームは2009年春にそれらの公表ができると考えている。それには、評価申請に含まれたスタッフの氏名および研究業績のリストが含まれるが、個人情報と契約の詳細、およびその高等教育機関の将来の研究計画の詳細は除かれる。そのスタッフの指導を受ける研究学生、研究助手、および収入については合計されたデータが提示される。データ収集ソフトウェアには、セキュリティ上の理由から公表データから除くべきスタッフの氏名やその他のデータに高等教育機関が秘密扱いという記号をつける機能が含まれる。

34. RAE の結果は、不服申し立ての対象とならない。公式の不服申し立て手続きが設けられていな

いことについて財政カウンスルが法的な助言を求めたところ、それによってRAEの確実性は損なわれないという判断が得られている。不服申し立て手続きを設けるとするならば、その主なタイプとして次の2つが考えられる。

- ・ 個別の事例について、実際に与えられた質のプロフィールの妥当性に関する不服申し立て
- ・ 最終的な結果に達するために用いられた手順に関する不服申し立て

当チームは、与えられた質のプロフィールの妥当性に関する不服申し立てのシステムを設けることは事実上「影の」評価部会システムを作るようになるため、費用に見合う効果があるとはいえないと考えている。一方、手順に関する不服申し立てのシステムを設けることは、司法審査システムを再現することになる。

#### 評価申請書の作成とスタッフの選択に関する実施規程 (code of practice)

35. 機会均等関連法の順守は高等教育機関の義務である。英国の4つの高等教育財政カウンスルは、公的組織として、現在は人種に関して、およびRAE2008が実行される時点ではおそらく性別と障害者に関して、平等化を積極的に推進する法定義務を有する。当チームは、いくつかの形で、財政カウンスルがこの法定義務を果たすのを支援している。

36. 第1に、当チームは、RAE2008に影響を及ぼす現行の機会均等関連法、および現在審議中の機会均等関連法について、すべての評価部会が確実に概要説明を受けるよう手配している。当チームは、評価部会のメンバーに対し、RAE2008の評価対象スタッフによって実行・発表された研究の量に関係する可能性のある平等の問題を考慮するよう指示している。この問題は、RAE 02/2005『評価部会の議長、メンバー、書記への平等化推進に関する概要説明』に詳しく説明されている。評価部会基準は、評価部会が申請書の評価においてこの問題をどのように考慮するかを説明する。

37. 第2に、当チームは高等教育機関に対し、機会均等ガイドラインに示された理由で研究業績の量が少ない研究者を含めて、すべてのすぐれた研究者の業績を評価申請するよう奨励している。高等教育機関は、そのような研究者の貢献にマーク

を付け、評価申請書の非公開情報部分を用いてその研究者の貢献に影響を及ぼした状況について説明するように勧められる(第159-162段落参照)。

38. 第3に、当チームは、RAEの評価申請を行う各高等教育機関の長に対して、評価申請書の作成とそれに含むスタッフの選択に関し、申請書提出の時点で有効である該当のすべての機会均等関連法に留意した適切な内部実施規程を作成、採択および文書化していることを確認するように求める。実施規程を設けるという要件は、高等教育機関の方針の効果を監視するという財政カウンスルの機会均等法上の義務を果たすのに加え、高等教育機関が法定義務を果たすのを支援することになる。どのスタッフを評価申請するかという管理上の決定は明らかに高等教育機関の判断に任されるが、それは正当とみなされるものでなければならない。当チームは、平等推進ユニット(EUC)との協力により、機会均等の原則および関連するすべての法律を考慮に入れた意思決定プロセスの枠組みを作る実施規程の策定に関し、高等教育機関の手引きを作成している。これは付属書Gに掲載されている。高等教育機関はRAE評価申請書とともにその実施規程を提出する必要はないが、第41-47段落に記されたデータ検証手順の一環として、当チームからその提出を求められることがある。また、当チームはHESAの検証を可能にするため、カテゴリーAおよびBのリサーチアクティブ・スタッフとして提出された各個人のUOA、HESAスタッフ識別コード、生年月日のデータをRA1から抜粋してHESAに送る。したがって、高等教育機関は、実施規程に従って文書化された決定が、HESAに毎年報告するスタッフ個人データの関連部分と一致していることを確認しなければならない。高等教育機関は、2007-08年(およびその後)のHESA個人スタッフ報告により、RAE2008の評価申請に含まれなかったスタッフを含むすべての大学教員の評価領域単位を報告するよう求められる。

#### 評価申請の方法

39. RAE2008に関し、当チームは4つの財政カウンスルに代わって、高等教育機関から評価申請書を集めることに目的を限定したソフトウェアを開発中である。このデータ収集システムは、過去2



回のRAEで用いられたものと異なる。それは、HEFCEのデータベースを用いたウェブベースのアプリケーションであり、高等教育機関がRAEを提出できる唯一の方法になる。このシステムのパイロットバージョンは2006年8月までに、また最終バージョンは2006年12月までに高等教育機関に提供される。

40. データの入力は、画面上での直接入力のほか、XMLファイルを含む多様なファイルフォーマットのデータをインポートすることもできる(XMLスキームはwww.rae.ac.ukで入手できる)。ウェブサーバーと高等教育機関のクライアントマシン間のすべての通信は暗号化される。評価申請日以前のデータベースへのアクセスは、各高等教育機関内の許可された個人およびHEFCEのシステム管理者以外には認められない。

#### データの検証と研究業績へのアクセス

41. RAE2008の評価申請書において高等教育機関によって提供されるすべての情報は、検証可能なものでなければならない。当チームは、当然のことながら、それぞれの高等教育機関からの評価申請の比率をチェックする。評価部会メンバーも、当チームによる検証を望むデータに注意するように求められ、それらの調査が行われる。したがって、高等教育機関は、提出するすべての情報について、その正当性の詳しい根拠を提供することができなければならない。

42. 評価申請書のデータは、可能な限り、HESAの報告書、4つの財政カウンスルによって行われるその他の調査、研究カウンスルが保有する情報など、他の利用可能なデータセットと比較される。一部のデータセットは報告の基礎が異なるため、正確なマッチングはできないであろう。しかし、評価申請のデータとその他の報告の間に大きな食い違いがあるように思われる場合には、当チームがさらに詳しい調査を行う。いずれ当チームは、重大な不一致が発見された場合の措置を含むRAEデータの検証方法について、詳しい説明書を発行する。

43. 高等教育機関は、引用された業績<sup>1</sup>のすべてを入手可能にするか、またはそれへのアクセスを

準備しなければならない。特に、評価申請とともに電子的なフォーマットで収集されていないものについて、その手配が必要である(第96段落参照)。検証のため、および評価部会が評価を行うために、業績の提供が要求されることがある。

44. 高等教育機関は、実際の出版または公開の日が発表期間内にある研究業績のみが評価申請の資格を有することに留意していただきたい。それが明確ではないときには、当チームは高等教育機関に対し、実際に出版または公開された日の証拠を提出するように求める。特に、その業績に出版期間(2001年1月1日から2007年12月31日まで)外の日付が記されている場合にはその証拠が必要とされる。

45. 検証のため、当チームは、評価申請日と発表期間の終了日の間(すなわち2007年12月1日から2007年12月31日まで)に発表が予定されており、評価申請書にリストされている業績について、物理的に提出するように求めることがある。高等教育機関が、その業績を提出できない、または発表期間内に発表された証拠を提出できないときには、それは評価申請書から除かれ、評価の対象から外される。代替りの業績を提出することはできない。

46. 高等教育機関が評価申請書に含まれる何らかの情報を検証できない場合、その情報は評価から除外される。財政カウンスルは、今後、重大な矛盾が見つかったときにどのような措置を取るか検討する。

47. 当チームは、検証によって高等教育機関の作業量が増える可能性があることを認識しており、それを最小にすることを目指している。そのため、データのチェックと検証は通常、RAEチームとの書面のやりとりによって行われる。また、高等教育機関が望むならば、RAEの検証チームは、RAEデータの作成または提出にあたって高等教育機関が実行した内部監査作業に依存することもある。しかし、RAEチームのメンバーおよび財政カウンスルのその他の担当者は、評価申請の情報を検証するために高等教育機関を訪問する権利を保持する。

<sup>1</sup> たとえばパフォーマンスなど、文章以外の業績の場合には、その業績が公的に伝達されたという証明を求める。

### データ保護

48. 当チームは、高等教育機関からのすべてのRAE情報の収集、保管、処理を1998年データ保護法に則って実行する。第38段落に述べたように、当チームは、HESAが機会均等の監視の目的でデータの検証を行えるよう、一部の未加工データを抜粋してHESAに送る。また、当チームは、(第33段落に説明したとおり) 評価申請書の一部をインターネット上に公表する。

## 第2部：評価申請書の書式と内容

49. 英国の4つの高等教育財政カウンシルのいずれかから予算の交付を受ける資格を有する高等教育機関は、付属書Cに記された67のUOAのいずれかに評価を申請することができる。通常、1つの高等教育機関ごとに1つのUOAに提出する評価申請書は1点とし、例外的な場合のみ、複数の申請書が認められる。そのような例外は第50、51および54d段落に記されている。それぞれの評価申請書は、6つの書式(RA0からRA5)にまとめられたデータで構成される。これらについては第3部に説明されている。

### 複数申請

50. 財政カウンシルは、同一のUOAに複数の評価申請(複数申請)を行いたいと考える高等教育機関に対し、事前にRAEマネジャーの許可を得ることを要求する。当チームは、2006年12月に複数申請の申し出を募集する。それへの応募の期限は、(データ収集ソフトウェアを通して)2007年3月とする。第51段落および第54d段落に記された例外を除き、高等教育機関が複数申請をしたいと考えるそれぞれのUOAごとに、個別の申し出が必要である。複数申請が認められるのは、1つのUOAの範囲内に入るがはっきりと区別される複数の研究ユニットがその高等教育機関内に含まれる場合である。複数申請の可否は、以下を考慮に入れ、関連する主評価部会とサブ評価部会と話し合った上で、RAEマネジャーによって決定される。

- ・ 提案される評価申請の学術的な独自性の程度
- ・ 提案される評価申請の構造的な区別

当チームは、この両方の基準を満たす説得力のある根拠が示された場合にのみ、複数申請を認める。管理上の都合は許可の要因にならない。

51. 2001年1月1日から2005年6月30日までの間に合併した高等教育機関は、通常、質のプロフィールを受けたいと考えるそれぞれのUOAごとに1つの評価申請を行うべきである。2005年7月1日以降に合併した場合には、たとえば合併日から申請書の提出日までの間に学術的な一体化を達成するのは難しいと考えられるなどの理由により、提出を望むすべてのUOAで2つの評価申請を行いたいと考えることもあろう。その場合、一部の選択されたUOAのみ複数申請を行うことはまず認められない。

### 共同申請

52. 国内の複数の高等教育機関が共同で行った研究について、それらの機関が1つのUOAに共同で評価申請するのがその研究を記述する最も適切な形であるならば、そのような共同申請が奨励される。共同申請の方法は第53段落に記されている。その中心にあるのは、次の2つの考慮点である。

- a. 評価部会が1つの高等教育機関から提出された評価申請書と同じ形で共同申請を評価できるようにするため、統合された組織として共同申請が評価部会に提示されるべきである。
- b. そのデータが関係する高等教育機関を通して、RAEチームが共同申請のデータを検証できることが必要である。

53. 純粋に管理上の目的で、1つの高等教育機関を共同申請の取扱いとデータ保全に関する幹事役とする必要がある。RAEデータの2つの要素(RA2:業績, RA5:研究環境と好評度)は、共同申請の他のすべての高等教育機関に代わって幹事機関によって提出される。共同申請にかかわる各高等教育機関は、RA0, RA1, RA3a, RA4, RA5b, RA5c(スタッフ, 学生と収入のデータ, および個別のスタッフの状況とカテゴリーCスタッフについての情報)をそれぞれ独自に提出する。このような共同申請の取扱いに合わせ、データ収集ソフトウェアには、共同申請にかかわる高等教育機関が関連UOAの他の高等教育機関に対して意見と編集許可を示す機能が含まれる。評価部会が共同申請を1つの評価申請として質の判断をできるようにするため、RAEチームが各高等教育機関からのデータを集計し、1つのまとまったものとして評価部会に渡す。

54. 以下の規則が適用される。
- 評価部会は共同申請を1つの評価申請書として評価し、その結果は1つの質のプロフィールとして表される。共同申請の質のプロフィールには、評価申請を行う上でどの高等教育機関が管理上の幹事機関となったかにかかわらず、関連するすべての高等教育機関がアルファベット順にリストされる。
  - 評価部会は、関連するすべての高等教育機関の長に対し、共同申請に関するフィードバックを非公開情報として提供する。しかし、評価部会とRAEチームは、全体的な質のプロフィールへの各高等教育機関による具体的な貢献について論評しない。
  - 研究者は、複数の高等教育機関と部分的な雇用契約を持っている場合（第86段落参照）を除き、複数の評価申請書においてカテゴリーAのリサーチアクティブ・スタッフとして申請されないというRAEの一般規則に従い、いかなる研究者も、2つの高等教育機関との間に2つの雇用契約を持っているのでない限り、共同申請と単独の高等教育機関からの申請の両方に含まれてはならない。
  - 共同申請を行っているが、同じUOAに単独の評価申請も行いたいと考える高等教育機関は、通常、第50段落に記された条件を満たしているならばそれが認められる。
55. 財政カウンスルは、それぞれの予算配分公式に従い、RAE2008の結果に従って研究予算を配分する。過去の予算配分と同じく、評価申請されたスタッフのFTE数とその公式の1要素であるならば、財政カウンスルは、共同申請を行った各高等教育機関の評価申請に含まれるスタッフのFTE数を利用することになる。ただし、関連する高等教育機関が、評価申請の時点で、合意された異なる予算分割比率を提案した場合はこの限りではない。
56. 共同申請の技術的な手続きに関するさらに詳しいガイダンスは、評価申請の募集とともに提供される。

#### 学際研究、他部会への照会の仕組み、専門的助言

57. これまでのRAEでは、学際的な研究の評価に問題があったという意見が出されている。これ

に鑑み、当チームは、評価申請書の一部を他部会に照会するのに加え、学際的な研究がそれに適した専門家によって認識・評価されるように専門助言者を用いる仕組みを強化する。

58. 高等教育機関は、あるUOAに提出する評価申請書の一部を、関連する他のサブ評価部会に照会するように要請することができる。評価申請書の一部とは、評価申請されたある研究者の一群の研究（すなわちその研究者に関してリストされた研究業績のすべて）から、1つもしくは複数の研究グループに関連する研究業績と記述式の論評のすべてまで、さまざまな範囲がありうる。しかし、ある評価申請書の全部、または単一の業績は他部会への照会の対象とならない。ただし、単一の業績は、専門助言者の助言を得ることができる。

59. 高等教育機関が要請しない場合でも、同じ根拠から、サブ評価部会が評価申請書の一部を他部会に照会するよう求めることができる。いずれにしても、RAEマネージャーが、そうした要請および関連する主評価部会とサブ評価部会の議長の助言を検討する。他部会への照会が評価を強化すると考えられる場合には、該当する部分がすべての関連サブ評価部会に照会され、助言が求められる。助言が求められるのは他部会への照会がなされた部分だけであるが、評価申請全体の中でのその部分を判断することができるように、照会を受けた他部会はその評価申請書全体を見ることができる。助言は、その研究がもともと評価申請されたUOAの基準に照らして行われる。質のプロフィールを与える責任は、もともと評価申請されたサブ評価部会にとどまる。

60. サブ評価部会は、学際研究をはじめとする評価申請書の一部について（ただし学際研究に限定されない）、専門助言者の助言を求めることが評価プロセスを強化すると考えるならば、それを要請することができる。これには、高等教育機関が1つまたは複数の研究業績を学際研究の成果であると特定する場合が含まれる。RAEチームは、RAE 03/2004『評価領域単位（UOA）と評価部会メンバーの募集』に説明された助言者の指定プロセスにより、専門助言者に指定された個人のデータベースを維持している。当チームは、2007年3月に評価申請の意思に関する調査を行う際、高等教育機関に対し、かなりの量の学際研究を提出す

る予定があるならばそれを当チームに伝えるように求める。この調査の回答は拘束力のあるものではないが、あらかじめ大まかな状況がわかれば、2008年1月にRAEの中心的な評価の段階が開始する前に、RAEチームが助言者のデータベースを点検・増強しておくことができる。

### 評価申請書の内容

61. 各評価申請書は、以下のaからiに記された中心的データを含む。(RAという接頭辞はデータが収集される研究評価の書式を表す。)それぞれのRA書式に求められるデータの詳細な定義については、第3部を参照していただきたい。

- a. 全体的なスタッフの概要 (RA0) : 評価申請に含まれる者として選択されたりサーチアクティブ・スタッフ (FTE数と人数), およびそのUOAの関連アカデミック支援スタッフ (FTE数) の要約情報。データ収集ソフトウェアは、高等教育機関がRA1で入力するデータを用いてRA0の一部を作成する。
- b. リサーチアクティブである個人 (RA1) : リサーチアクティブとして評価申請に含むことが当該高等教育機関によって決定された個人に関する詳細な情報
- c. 研究業績 (RA2) : リサーチアクティブとして名前を提示され、所属決定日 (2007年10月31日) に職務についている各個人によって発表期間 (2001年1月1日から2007年12月31日) に産出された、最大4点の研究業績 (サブ評価部会がそのUOAに関してそれより少ない数を指定している場合にはその数)。
- d. 研究学生 (RA3a) : フルタイムおよびパートタイムで研究に従事する大学院生と、授与された学位の数
- e. リサーチ・奨学生 (RA3b) : 大学院リサーチ・奨学生の数とその資金源
- f. 外部研究収入 (RA4) : 外部研究収入の額とその発生源
- g. 自由記述 (RA5a) : 研究環境に関する情報と好評度の指標を含む。
- h. 各スタッフの個人的状況 (RA5a)
- i. カテゴリーCのスタッフの状況 (RA5c)

62. 当チームは、RAEでこれらのいずれかのデータを収集せず、代わりに他の目的ですでに収集さ

れているデータを用いることができないか検討した。しかし、2001年RAEの後にUOAが編成し直されていることから、財政カウンシルやHESAによって行われた他の調査での研究学生のデータや収入のデータなどを用いることは不可能である。

63. 評価部会は、合理的かつ正当であり明確に述べられるならば、具体的なその他の情報を基準説明書で求めることもありうる。当チームは、データ収集のために高等教育機関に生じる負担を認識し、ここに述べられている以外の新しいタイプのデータの提出を評価部会が高等教育機関に求めることはないことを保証する。当チームは後に、評価部会の基準説明書において合理的に高等教育機関に提出が求められる可能性のあるその他の情報、およびUOAによって異なると思われるRA5aの構造を発表する。

64. サブ評価部会に評価申請書を配布するとき、当チームは、量的なデータの標準的な分析結果 (付属書Fにリストされている), およびそれぞれのサブ評価部会の基準説明書に特定された付加的なデータ分析結果も提供する。サブ評価部会の基準説明書には、それぞれのUOAにおいてその付加的な分析がどのように用いられるかが示される。

## 第3部：データの要件と定義

### 一般的な定義

65. 第3部の全体にわたり、以下の一般的な定義が適用される。

- a. 「UOA」とは、付属書CにリストされているRAE2008の67の領域別評価対象単位 (UOA) の1つを意味する。
- b. 「評価申請書 (submission)」とは、高等教育機関によって67のUOAのいずれかに提出される、RA0からRA5cまでの完全な書式を意味する。
- c. 「学科 (department)」とは、RAEによって認識された67のUOAのいずれかへの評価申請書に含まれるスタッフ、およびその延長として、それらのスタッフの仕事とそれを支える構造を意味する。RAEの学科は、高等教育機関の中で単一の管理上のユニットとして認識されていないことも多い。また、共同申請の場合には、複数の高等教育機関にまたがる。

- d. 「所属決定日 (census date)」とは、研究スタッフがどの高等教育機関に所属しているかを決定する日を意味する。研究スタッフは、雇用状態が以前に変化した場合、あるいは今後の変化が予測される場合でも、この所属決定日に雇用されている高等教育機関によって（またはカテゴリーCのスタッフの場合にはその研究の中心である高等教育機関によって）RAEに評価申請される。所属決定日は2007年10月31日である。
- e. 「評価対象期間 (assessment period)」とは、2001年1月1日から2007年7月31日までを指し、研究学生と研究収入に関するデータと記述式の注釈を含め、評価申請書に記述される研究が関連する期間を意味する。
- f. 「発表期間 (publication period)」とは、RAE2008の評価の対象となるために研究業績類が公有に供されなければならない（秘密扱いの研究業績類の場合にはスポンサーに提出されなければならない）期間を意味する。発表期間はすべてのUOAに関して、2001年1月1日から2007年12月31日までである。
- g. 「FTE」とはフルタイム換算を意味する。
- i. スタッフに関しては、同じカテゴリーの標準的なフルタイムスタッフに比較した、各スタッフの契約義務の程度を表す。1年のうちのどれだけの期間にわたって雇用されたか、および全契約時間のうち研究に費やされる時間の相対的な比率がどの程度であるかは、スタッフのFTE数の報告には関係しない。
- ii. 学生に関しては、同じ資格を目指して通年で学習するフルタイムの学生と比較した、その学習プログラム年における学習の量を表す。
- FTEは、カテゴリーAのスタッフの契約FTE数を除き、たとえば0.67のように小数点以下2桁で表される。カテゴリーAのスタッフに関しては、報告される最小FTEは0.2とする（第75g段落参照）。
- h. 「評価対象スタッフ (selected staff)」とは、評価申請書の作成とそれに含むスタッフの選択に関する内部実施規程に従い、各高等教育機関によってRAE評価申請書に氏名が含まれたスタッフを指す。その他のスタッフも

RAE適格者 (eligible) である場合、すなわちデータの定義と要件を満たす場合があるが、高等教育機関は、すべてのRAE適格スタッフを評価申請書に含むことは義務づけられない。

- i. 「報告データ (returned)」とは、RA0からRA5cの書式のいずれかに含まれたデータを指す。
66. 以下のセクションには、次に関するデータの要件、定義、データ報告の注意点が説明されている。
- ・ スタッフ (セクション1)
  - ・ 研究業績類 (セクション2)
  - ・ 研究学生と奨学生 (セクション3)
  - ・ 研究収入 (セクション4)
  - ・ 研究環境、好評度、スタッフ個人の状況 (セクション5)

### 第3部 第1節 スタッフの詳細 (RA0とRA1)

#### スタッフの要約データの要件：書式RA0

67. RA0には以下の要約データが必要とされる。
- a. 高等教育機関がリサーチアクティブとして評価申請するカテゴリーAスタッフの所属決定日（2007年10月31日）現在のFTE数と人数、およびカテゴリーB、C、Dのスタッフの人数。データ収集ソフトウェアは、高等教育機関がRA1に入力するデータを用いてRA0の一部を作成する。各高等教育機関は、評価申請書の作成とそれに含むスタッフの選択に関する内部実施規程に従い、リサーチアクティブとして評価申請するスタッフを選ぶ。
- b. 2007年7月31日現在の研究助手のFTE数（第70-71段落参照）。大学院在籍中の研究助手と博士研究員の研究助手を区別する必要はない。必要とされるのは1つの合計値のみである。
- c. 2007年7月31日現在の研究技師 (research technician)、科学職員 (scientific officer)、実験職員 (experimental officer) のFTE数（1つの合計値）、および研究に専心するその他のスタッフのFTE数（別の1つの合計値）。

### スタッフの要約データの定義と注意点

68. カテゴリーAからDのスタッフの定義は以下のとおりである。

- a. **カテゴリーA**：所属決定日に、評価申請を行う高等教育機関で職についており、その機関の職員名簿に記載されているアカデミックスタッフ。カテゴリーAのRAE適格アカデミックスタッフは、所属決定日に、高等教育機関との雇用契約に基づいて雇用されていなければならない。その契約に、研究および／または教育が主な役割として記されていないなければならない。
- b. **カテゴリーB**：2001年1月1日以降のある時点で当該高等教育機関との契約を持ち、その日以降、所属決定日以前にその高等教育機関を離れた（または異なるUOAに報告する学科に異動した）アカデミックスタッフであり、そのほかの点ではカテゴリーAの資格を持つスタッフ
- c. **カテゴリーC**：カテゴリーAの定義に該当しない独立したリサーチアクティブ研究者であるが、所属決定日における研究が明白かつ確実に当該学科に焦点をおくものである者
- d. **カテゴリーD**：2001年1月1日から2007年10月31日の間にカテゴリーCの定義に該当するが、所属決定日には該当しない独立研究者参照を容易にするため、これらの定義は第76段落に再度記載されている。

69. 高等教育機関は、カテゴリーAからDのいずれかとして当該UOAに報告されるリサーチアクティブ・スタッフに明らかに結びついている場合にのみ、研究助手、研究技師、科学職員、実験職員、研究に専心するその他のスタッフをリストアップするものとする。たとえば、研究カウンシルの助成金で資金供給されている研究助手は、その助成プロジェクトの主研究者または共同研究者がそのUOAへの評価申請にリサーチアクティブとして含まれている場合にのみリストされる。評価対象外のスタッフにのみ結びついている研究助手、研究技師などは除外される。

### 研究助手

70. 研究助手は、高等教育機関の職員名簿に記載され、その高等教育機関との雇用契約に基づいて

働く個人であり、雇用の主な役割が「研究のみ」と規定されているアカデミックスタッフである。独立した研究者としてではなく、他の個人の研究プログラムを実行するために雇用されている（第79段落に記された状況は除く）。研究助手は通常、研究カウンシル、慈善団体、欧州委員会やその他の海外の資金源、産業界、その他の営利企業の研究助成金または契約によって資金供給されているが、高等教育機関の独自の資金も受けていることがある。この定義に該当するが高等教育機関の等級構造において研究助手以外の地位（たとえば研究補助者 (Research associate, assistant researcher など) が与えられている個人は、この定義に該当するならば、研究助手として報告することができる。

71. 研究助手が修士・博士号の取得を目指すものとして登録されているならば、研究学生（セクション3参照）として報告することも研究助手として報告することも、あるいは両方に分割して報告することもできる。ただし、両方の役割での合計FTE数は最大1.0とする。

### その他の研究支援スタッフ

72. 技師、科学職員、実験職員という語は一般的なものであり、それぞれの機関での名称に関連づける必要がある。これらのグループ内の個人が教育と研究の両方の役割を持っているならば、研究に当てられるFTE数のみが記録される。それが職務内容説明書のごくわずかな部分しか占めない（0.2FTE未満）ならば、完全に除外されるものとする。

73. 研究支援スタッフには、たとえばコンピュータ処理のスタッフや、研究の支援に全面的にまたは主に専念するその他のスタッフが含まれる。学科の事務または管理を行うスタッフは、全面的に研究支援を行うことが雇用契約上の役割として指定されていない限り、研究支援スタッフに含まれない。

### リサーチアクティブ・スタッフのデータ要件（書式RA1）

74. リサーチアクティブ・スタッフは、カテゴリーAからDのいずれかにリストされなければならない（定義は第76段落参照）。各高等教育機関

は、内部実施規程に従い、リサーチアクティブとして選ぶ個人を決定する。

75. 高等教育機関がリサーチアクティブとして選んだカテゴリーAからDのフルタイムおよびパートタイムのスタッフに関して、以下のデータが必要とされる。

- a. HESAのスタッフ識別子（カテゴリーAおよびBのみ）。機会均等の監視を目的とする。
- b. スタッフの参照コード：高等教育機関によって決定されるコード
- c. 姓
- d. イニシアル
- e. 生年月日
- f. 所属決定日におけるスタッフカテゴリー（A, B, CまたはD）
- g. 所属決定日における契約FTE数（カテゴリーAのみ）。報告される最小FTE数は0.2とする。
- h. 第80段落に定義されたとおり、その個人が特別研究員であるか否か（カテゴリーAおよびCのみ）、およびその資金源（データ収集ソフトウェアには、HESAによって定義された収入源と一致する収入源のリストが含まれる）。
- i. 2001年1月1日から2007年10月31日までの全期間に職務についていたか否か（カテゴリーAのみ）。カテゴリーCに関しては、その研究が2001年1月1日から2007年10月31日までの全期間にわたって確実にその学科に焦点をおくものであったか否か。
- j. 学術的なキャリアを開始した年。RAEの目的では、カテゴリーAの資格を得た高等教育機関においてアカデミックな職務についた年と定義される。これは必須項目ではないが、この項目を入力しなければ高等教育機関はキャリアの初期にある研究者（第160d段落参照）を識別できない。
- k. 当該高等教育機関でアカデミックスタッフとしての雇用を開始または終了した日が2001年1月1日から2007年10月31日までの間であるならば、その日（年月日）（カテゴリーAおよびBのみ）。
- l. 有期契約である場合には、その契約の開始日と終了日（年月日）（カテゴリーAおよびBの

み）。ローリング契約、すなわち更新可能な有期契約が繰り返される形で雇用されている場合には、この目的では有期契約とみなされる。ただし、高等教育機関は、特に有期契約の満了日が所属決定日のすぐあとに来る場合などには、評価申請書の自由記述部分でローリング契約の使用について注記することができる。

- m. 2001年1月1日から2007年10月31日までに地位の変更があった場合には、その詳細と変更の日付（カテゴリーAおよびCのみ）。2回以上変更があった場合には、最新の変更のみを記録する。ここで記録する地位の変更とは以下のいずれかである。
  - i. 同じ高等教育機関内でカテゴリーAからCへ。
  - i. 無給休暇または出向による不在。所属決定日にまだ休暇中／出向中であり、2年以内に返ることが契約されている場合。
- n. 所属決定日現在に指導している研究助手および研究学生の数（FTE）。他の高等教育機関に登録されている研究学生を含め、指導しているすべての研究学生がカウントされる。共同で指導している学生および助手については、合意された責任の分担に従って、または指導者の数の比率に従って分割される。
- o. 個人が所属する最大4つまでの研究グループ。これは必須項目ではない。サブ評価部会によっては、RA5aに研究グループを説明するよう高等教育機関に求めることもあるが、研究グループの存在も不在も当然のことと仮定されない。

#### リサーチアクティブ・スタッフのデータ定義

76. スタッフのカテゴリーAからDの定義は以下のとおりである。

- a. **カテゴリーA**：所属決定日に、評価申請を行う高等教育機関で職についており、その機関の職員名簿に記載されているアカデミックスタッフ。カテゴリーAのRAE適格アカデミックスタッフは、所属決定日に、高等教育機関との雇用契約に基づいて雇用されていなければならない。その契約に、研究および／または教育が主な役割として記されていないなければならない。

- b. **カテゴリー B** : 2001年1月1日以降のある時点で当該高等教育機関との契約を持ち、その日以降、所属決定日以前にその高等教育機関を離れた（または異なる UOA に報告する学科に異動した）アカデミックスタッフであり、そのほかの点ではカテゴリー A の資格を持つスタッフ
- c. **カテゴリー C** : カテゴリー A の定義に該当しない独立したリサーチアクティブ研究者であるが、所属決定日における研究が明白かつ確実に当該学科に焦点をおくものである者
- d. **カテゴリー D** : 2001年1月1日から2007年10月31日の間にカテゴリー C の定義に該当するが、所属決定日には該当しない独立研究者

#### リサーチアクティブ・スタッフに関する報告における注意点

##### カテゴリー A および B のスタッフ

77. 第76 a 段落の基準を満たすならば、以下に該当する者はカテゴリー A と認められる。

- a. 高等教育機関 / NHS 共同任命のスタッフ(すなわち「A + B」の契約を有するスタッフ)。このようなスタッフは、当該高等教育機関との雇用契約を反映した1.0未満の FTE を持つカテゴリー A として報告される。
- b. RAE 適格研究助手 (第79段落参照)
- c. RAE 適格特別研究員 (第80段落参照)
- d. アカデミックな仕事を行うために有給の雇用契約を継続している、年金受給スタッフ
- e. 所属決定日に無給休暇中または出向中であり、その不在期間の開始日から2年以内に通常の仕事に戻ることが契約で定められているアカデミックスタッフ。ただし、その人の職務を補うために特に募集されたスタッフがカテゴリー A に含まれていないことを条件とする。
- f. 第75m 段落に記された条件で「本拠地の (home)」高等教育機関にいないが、所属決定日に英国内の別の高等教育機関で契約アカデミックスタッフとして働いているスタッフ。これらのスタッフは、どちらか一方の高等教育機関で評価申請することも両方の高等教育機関で評価申請することもできる。そのような場合、その個人と両方の高等教育機関が評価申請の仕方について合意することが必要で

ある。合計 FTE 数は、主たる雇用主との契約 FTE を超えてはならない。

78. 高等教育機関に雇用され、英国外の別の学科またはユニットを本拠としているカテゴリー A のスタッフは、所属決定日における英国内の評価申請学科の研究との明確かつ最新の関係を当該高等教育機関が RA5a に示すならば、RAE 適格スタッフとなる。関連する評価部会の助言を得た RAE マネジャーの満足のゆく形でその関係が示されないスタッフは、評価に含まれず、RAE データベースから除かれる。

#### 研究助手

79. 研究助手は、例外的にこの段落の基準を満たしているのではない限り、リサーチアクティブ・スタッフに含まれない。研究助手がリサーチアクティブ・スタッフとみなされるには、研究助成金または重要な研究活動に主たる調査者として氏名が記載され、かつ、第76 a 段落のカテゴリー A スタッフの定義を満たしていることが必要である。研究助手は、自分の名前で1つまたは複数の研究業績を産出しているという理由のみに基づき、カテゴリー A または B にリストされてはならない。カテゴリー A の研究スタッフに含まれる研究助手は、RA0 および RA1 の研究助手の FTE 数にカウントされない。

#### 特別研究員

80. リサーチアクティブのアカデミックスタッフは、自分の研究歴または研究の提案に基づいて特別研究員の資格を有する場合にのみ、特別研究員としてリストされる。特別研究員の資格は、その個人が実行または提案している独立した研究を認識してその個人に与えられ、相当額の外部資金を含み、当該高等教育機関外からのインプットに伴う専門家レビュー (競争的なレビューを含む) のプロセスに従うものでなければならない。そのような特別研究員には、研究カウンシルの特別研究員 (シニア、アドバンスト、ポストドクトラルなど)、および王立協会の特別研究員と教授が含まれる。

81. 高等教育機関が資金を供給し、または研究員の資格を与えている特別研究員スタッフは、その選定プロセスに外部の審査者が関与していても、



RAE の目的では特別研究員としてリストされない。

82. その給与のすべてをスポンサー組織から直接交付されている特別研究員は、無給休暇中にそのような後援を受けているのでない限り（第75m段落参照）、カテゴリAまたはBのスタッフとして報告されない。しかし、これらの特別研究員は、カテゴリCまたはDに含むことはできる。

#### 臨時スタッフおよび時給制のスタッフ

83. 臨時スタッフ、コンサルタント契約に基づいて雇用されている個人、謝礼またはサービス料金としての請求に基づいて支払いを受ける個人で、雇用契約が結ばれていない者は、カテゴリAスタッフに該当しない。高等教育機関の通常の職員名簿を通して、税と国民保険の保険料を差し引いて自動的に給与が支払われ、他の職員と同じ雇用権利（年次休暇、疾病給付、年金受給資格など）を有する個人は、支払いが時給ベースで計算されるかどうかにかかわらず、有給契約を持つものとみなされる。

84. 外国語の助手／講師など、アカデミックスタッフとして雇用されているわけではない教育アシスタントは、リサーチアクティブ・スタッフに含まれない。

#### カテゴリAおよびBのスタッフに関するその他の注意点

85. 第75m段落および第77f段落に記された出向中の者を除き、複数の高等教育機関と契約を結び、それらから給与を得ている者は、複数の高等教育機関がカテゴリAのリサーチアクティブ・スタッフとして報告することができる。そのような場合、以下の付加的な条件が適用される。

- a. 2つの高等教育機関は、その個人のFET値の合計が1.0、またはその個人の契約された職務の合計FTE数を超えないようにしなければならない。複数の評価申請書に含まれる個人のFTE数の合計が1.0を超えた場合には、RAEチームは、検証活動を通してこれを修正し、それぞれの高等教育機関で契約されているFTEの比率に応じてそれを分配する。
- b. 複数の高等教育機関によって報告されたスタッフの指導を受ける研究助手と研究学生の

数は、両方の機関の助手と学生の合計ではなく、それぞれの機関に関連した助手と学生の数である。

- c. 同じ研究業績が両方の評価申請書に引用される必要はない。
- d. そのスタッフの助成金／契約のうち、評価申請する高等教育機関によって管理されているもののみがその高等教育機関によって報告される。

86. 第85段落の状況に該当する場合、または例外的に、個人の研究のテーマ領域が2001年1月1日から2007年10月31日までの間に大きく変化した場合を除き、いかなる個人も2007年10月31日現在に複数のUOAにリサーチアクティブとして報告されない。テーマ領域が大きく変化した場合は、2001年1月1日以降の開始日を付して2007年10月31日にあるUOAにカテゴリAとして報告し、その日までは同じまたは異なる高等教育機関の異なるUOAにカテゴリBとして報告することができる。同一機関内の複数の学科にわたって共同任命を持つ個人の場合には、高等教育機関は、その個人を報告する1つのUOAを決定しなければならない。その場合、RA5aを用いて、関連するすべての他のUOAへの評価申請における共同任命について注記するものとする。

87. 連合ウェールズ大学（Federal University of Wales）に直接雇用されているスタッフは、カテゴリAまたはBとして同大学の評価申請に含むことも、カテゴリCまたはDとしてその構成機関の評価申請に含むこともできる。しかし、同じスタッフが、連合ウェールズ大学とそれを構成する大学の両方でカテゴリAとして報告されてはならない。

88. 以下に該当する者はカテゴリBのスタッフとしての資格を有する。

- a. 所属決定日の前に現職中に死亡したスタッフ
- b. 所属決定日の前に当該高等教育機関を離職したスタッフ
- c. 所属決定日の前に同一高等教育機関の異なる学科に異動したスタッフ

#### カテゴリCおよびDのスタッフ

89. 以下に該当する者はカテゴリCまたはDのスタッフとしての資格を有する。

- a. 所属決定日に、明白かつ確実にその学科に焦点をおく研究を行っているが、当該機関と雇用契約を持たず（過去に持っておらず）、そこから給与を得ていない（得ていなかった）ため、またはアカデミックスタッフではない（なかった）ために、カテゴリ-A（またはB）に含まれない者（またはカテゴリ-Dのスタッフについては2001年1月1日から2007年10月31日までのいずれかにこの段落の条件を満たすが、所属決定日にはそれを満たさない者）。当該学科または機関がその個人の研究活動の中心である（あった）ことが必要とされる。この基準に満たすならば、以下の者はこのカテゴリに該当する。
- i. 大学副総長または学長
  - ii. 図書館司書
  - iii. 大学博物館のスタッフ
  - iv. 連合ウェールズ大学に直接雇用されているが、その構成大学の評価申請書に含まれているスタッフ（ウェールズ大学による評価申請書にそのようなスタッフを含む方法については第87段落を参照のこと）
  - v. 「組み込まれた（embedded）」研究カウンセルユニットのスタッフ
  - vi. 研究活動を続けている退職後のスタッフ
  - vii. 休暇中または出向中のスタッフの職務を補うために特別に採用され、第77 e 段落に従って報告されるリサーチアクティブ・アカデミックスタッフ
90. カテゴリ-Cとして報告される各人に関しては、その研究が明白かつ確実にその学科に焦点をおいていることを証明するため、RA5c（カテゴリ-Cのスタッフの状況）の記述が必要とされる（第163段落参照）。
91. 以下はカテゴリ-Cまたはカテゴリ-Dスタッフに該当しない。
- a. 通常その学科の外で研究活動を行っている客員教授、客員研究員、客員講師
  - b. 短期間の客員スタッフ（2001年1月1日から2007年10月31日までの間の連続12ヶ月未満）。そのような者についてはRA5aに言及してもよい。

### 第3部 第2節 研究業績類（RA2）

#### データ要件

92. カテゴリ-AまたはCのスタッフが産出し、発表期間（2001年1月1日から2007年12月31日まで）に公有に供された<sup>2</sup>研究業績最大4点（またはそのUOAのサブ評価部会が基準説明書でそれより少ない数を指定している場合にはその数）の詳細が必要とされる。
93. RAEチームと評価部会がリストされた研究を正確に特定し、それが単独の執筆／研究なのか共同執筆／研究なのか、物理的にどのような形態で存在するのか、どこで閲覧できるのかを知ることができるように、それぞれの研究業績ごとに十分な情報が提供されなければならない。各業績に関して以下が必要とされる。
- a. **業績番号**：報告される各スタッフごとに1から最大4までの連続番号。この番号は、管理上の便宜のみを目的とする。データ収集ソフトウェアにより、高等教育機関は、当該機関によって決定された業績参照コードも入力することができる。
  - b. **発表年**：業績が公表された年。書籍およびその一部の場合、出版年が必要とされる。その他の業績の場合には、月または日が必要とされる。
  - c. **業績のタイプ**：公表されたすべての形態の評価可能な業績、および秘密扱いの報告書が認められる（第98段落参照）。業績タイプを示す詳しいリストがRAEデータ収集ソフトウェアによって提示される。これには、特許／公表された特許申請、ソフトウェア、インターネット上の公表物、演技・演奏、作曲・構成作品、設計、人工物、展示物、および後に詳述する印刷メディアが含まれる。
  - d. **業績の題名**：業績が題名を持たない場合には説明が必要とされる（書籍の章および雑誌論文に関しては第93 g 段落および第93 h 段落も参照のこと）。
  - e. **共同執筆者**：第1、第2、第3共同執筆者の氏名、それらの執筆者が当該機関の内部の者か外部の者か、およびその他の共同執筆者の

<sup>2</sup> 秘密扱いの業績は、その秘密扱いを要求する組織に発表期間内に提出されなければならない。

- 数
- f. **書籍の場合**：書名，ページ数，出版社名，出版年，ISBN 番号
- g. **書籍の章の場合**（書籍の形で発表された小論集への貢献など，その他の短い研究成果を含む）：章の題名，その章のページ数，書名，編集者名，出版社名，出版年，ISBN 番号
- h. **雑誌論文の場合**：論文の題名，論文のページ数，雑誌名，巻数，出版年月，ISSN 番号
- i. **会議における発表の場合**：会議名／出版された会議録の名前，ページ数，出版年月（または文章以外の形態の場合には会議の開催日と業績の媒体）
- j. **その他の業績**：
- i. 公開展示の場合：題名と簡単な説明，その展示が行われたギャラリー，展示された作品数，展示の開始日と終了日
- ii. 演技・演奏の場合：題名，場所，日付，演技・演奏の簡単な説明
- iii. その他のすべての業績：題名と簡単な説明，その業績が公表された日付と場所。インターネット上の出版物やウェブ・コンテンツの場合には URL。計画された出版日より前に出版社もしくは著者のウェブサイト，または高等教育機関のレポジトリーで電子的に利用できる近刊の雑誌その他の論文は，内部出版物として扱われ，その他の事実の詳細を示すために第94段落に記された機能が用いられる。評価部会は，その基準説明書において，さらに必要とされる詳細情報を指定することができる。
- k. **業績が学際的な研究の結果であるか否か**（学際的な研究の場合，評価部会は必要に応じて適切な専門助言者を選ぶ。）
- l. **該当する場合には**，その研究業績が帰属する研究グループ。これは必須項目ではなく，研究グループの存在も不在も当然のことと仮定されない（第75o段落参照）。
94. 業績に関連する事実状況を明らかにするため，RA2の「その他の関連する詳細」に簡単な追加情報を記すことができる。これは必須項目ではない。この項目は，たとえば以下のために用いることができる。
- ・ 会議の基調演説を示すため

- ・ 会議論文の提出が要請されたことを明らかにするため。その会議が高い水準のものと受け止められているときなど
  - ・ 応用研究の成果の重要性または影響力を示すため
  - ・ 編集された業績，翻訳，共同執筆における研究の内容や著者の貢献を明らかにするため
- 文章以外の業績の場合には，その業績の所在に関する付加的な情報を提示したり，写真，電子的記録，その他の記録が存在することを示すためにも，この項目を用いることができる。しかし，その業績の相対的な質に関する申請側の意見を表明するために用いることはできない。この文章の語数の制限を含む詳しいガイダンスは，評価部会の基準説明書を参照のこと。特に指定されない限り，この語数の制限は300語とすることが予定されている。

95. 英語またはウェールズ語以外の言語で作成される研究業績に関しては，その他の関連する詳細の欄に，その内容と特性を示す英語での短い要約を記すことが必要とされる。評価部会は，その業績を照会する適切な専門助言者を特定するためにこの情報を用いる。要約自体は評価の基礎とならない。これは，業績が UOA51から57に申請され，それぞれの UOA の対象である言語で作成される場合には必要とされない。

96. また，一部のカテゴリーの業績に関しては，評価申請書とともに電子的な形態も提出することが求められる。これに該当するカテゴリーとは，雑誌論文，書籍の章，公表された会議録になると思われる。提出の方法として，高等教育機関は，保護されたウェブサイトとその業績を掲載するか，高等教育機関の出版物レポジトリーにアクセスできるようにすることが求められるであろう。詳細は，2006年8月にデータ収集ソフトウェアの試験版とともに公表される。

#### データの定義と注意点

97. 研究業績は，公表された評価可能などのような形の業績でもよい。評価申請の資格のあるすべての業績は2007年12月31日までに公表されなければならない。秘密扱いの業績は，2007年12月31日までに秘密扱いを要求する組織に提出されなければならない。2007年12月31日以降に発表され

る予定の業績は、出版のために受理されていても、評価申請することはできない。高等教育機関は、2007年12月31日までに公有に供されることを確信しているならば、発表が予定されているがまだ発表されていない業績もリストすることができる。そのような業績は評価申請書においてマークが付けられ、それらについて第93段落に要求される情報の一部しか提供できない場合には、2008年1月31日までにすべての情報を提供することが求められる。検証の目的で、高等教育機関は、そのようなマークが付けられた業績を物理的に提出するよう求められることがある。それが提供されないときには、その業績は評価申請書から除外され、評価の対象とならない。それに代わる業績を提出することは認められない。

98. 秘密扱いの報告には、発表期間に企業、政府組織またはその他の研究スポンサーのために作成され、それらに対して提出されているが、商業上その他の理由で秘密を要するために公表されていないものが含まれる。秘密扱いの報告は、高等教育機関がそのような業績を評価のために提出する許可を事前に得ている場合に限って評価申請できる。高等教育機関は、評価申請を行う際に、その許可が確実なものであることを確認する。評価のためにRAEチームが秘密扱いの報告の提出を求めた場合には、高等教育機関はそれを提供しなければならない。評価部会のメンバー、助言者、オブザーバー、その他評価プロセスにかかわるすべての人が守秘義務の取決めに拘束される。したがって、高等教育機関は、自分たちに課せられた守秘義務に違反することなく、秘密扱いの報告書を提出することができる。主評価部会またはサブ評価部会のあるメンバーがその秘密扱いの報告書の評価を行うと商業的な利害の衝突が引き起こされると高等教育機関が考える場合がありうる。そのような場合、高等教育機関は、評価申請を行う際にそのメンバーを指定することが求められる。

99. 高等教育機関は、評価申請に選ばれたカテゴリーAおよびCのスタッフが発表期間にどこで雇用されていたかに関わりなく、それらのスタッフによってその期間内に発表された業績をリストすることができる。RA2にリストされたもの以外の研究業績については、RA5aで言及することができる。

100. 出版物の場合、一般に、奥付(imprint)に示されている日が公表された日となる。奥付に記されている日が実際の発行日と異なり、そのどちらかが発表期間外である場合、その不一致がデータ収集ソフトウェアの中で注記されなければならない。例として、ある雑誌の一連の巻が特定の年度内に刊行されるが、実際の暦年は異なる場合などが考えられる。そのような場合、高等教育機関は、データ検証の目的で、出版社からの手紙など、実際の出版日の証拠を提出することが求められることがある。いずれにしても、業績が発表期間の中で発表されたかどうか、そしてそれゆえ評価申請の対象となるかどうかを決定するのは、公表された日である。ウェブ・コンテンツや電子的な資料集積の場合、高等教育機関は、その業績が公表された日の証拠、およびその日時点での内容、たとえば日付が刻印されたスキャンデータや物理的なプリントアウトを保存する必要がある。

101. 原文の編集物や翻訳など、編集された業績は、付属書Bに定義された研究を具体化するものであるならば、評価申請書に含むことができる。体系的な総括も、この条件に当てはまるならば含むことができる。しかし、雑誌の編集、および研究結果の伝達に伴うその他の活動は、RA2の業績として扱われない(詳しくは評価部会の基準説明書を参照のこと)。

102. 共著/共同制作された業績は、割合を決めて分割することは出来ない。3人までの共著者/共同制作者の名前を報告し、4人以上の場合には、その他の共著者/共同制作者の数を記入することが求められる。発表期間に当該高等教育機関のスタッフメンバー、研究助手または研究学生ではない共著者/共同制作者については、それに関する注記が求められる(第93e段落参照)。原則として、1つの業績の2人以上の共著者/共同制作者が(同一または異なる学科・UOAに)リサーチアクティブとして報告される場合、これらの人々の誰でも、また全員でも、同じ業績をリストすることができる。しかし、同一の共著業績が同じ評価申請書の中に複数回リストされるときの記事方法については、評価部会の基準説明書に詳しく説明される。

### RAE の評価対象にならない業績

103. 博士論文を含め、研究学位の取得のために提出された論文その他の研究成果は、RA2の業績としてリストすることができない。研究学位のために実行された研究に基づく、その他の評価可能な公表物はリストすることができる。評価申請されたスタッフに対して評価対象期間内に授与された研究学位については、RA5aを用いて評価部会の注意を喚起することができる。

104. カテゴリーAまたはCのスタッフが指導する研究助手または研究学生によって発表された業績を、そのカテゴリーAまたはCのスタッフメンバーの業績としてリストしてはならない。

### 第3部 第3節 研究学生と奨学生 (RA3a と RA3b)

#### 研究学生のデータ要件

105. RA1にリストされたカテゴリーAからDの評価対象リサーチアクティブ・スタッフによって指導されている国内／EC内および海外の研究学生に関して、以下のデータが必要とされる。

- a. 2001年, 2002年, 2003年, 2004年, 2005年, 2006年および2007年のそれぞれ7月31日を含む学習プログラム年に、フルタイムで、研究を基礎とする修士・博士号取得コースに在籍している学生の人数
- b. 2001年, 2002年, 2003年, 2004年, 2005年, 2006年および2007年のそれぞれ7月31日を含む学習プログラム年に、パートタイムで、研究を基礎とする修士・博士号取得コースに在籍している学生の人数と FTE 数
- c. 2001年, 2002年, 2003年, 2004年, 2005年, 2006年の各暦年および2007年（7月31日まで）に授与された、研究を基礎とする博士号の総数（授与式の日ではなく、学位授与の承認の日でカウントする。第122段落参照）
- d. 2001年, 2002年, 2003年, 2004年, 2005年, 2006年の各暦年および2007年（7月31日まで）に授与された、研究を基礎とする修士号の総数（授与式の日ではなく、学位授与の承認の日でカウントする。第122段落参照）

### 研究学生のデータの定義と注意点

#### 研究を基礎とする修士・博士号

106. 研究を基礎とする修士・博士号とは、主に、学生の独自の研究に基づいて学生が提出した大がかりな論文（またはそれに相当するもの）を根拠に、授与されるものである。審査者に関する規則は、学生の業績が、その学生のために個別に任命された少なくとも2名の審査者によって審査され、そのうちの1名を外部者とするを規定していなければならない。専門家養成の博士号課程に登録されている学生は、この段落に記された根拠でその学位が授与され、後に発表される基準を満たす場合にのみ、評価申請に含むことができる。

107. 研究を基礎としない講義主体の修士および博士プログラム (taught programme) で学ぶ学生は含まれない。

108. 研究活動を完了し、論文（またはそれに相当するもの）の執筆中である学生はRAEの対象に含まれない。学生は、その研究活動が終了し、その後の研究を行う予定がないとき論文執筆中とみなされる。多少の指導を受け続けており、当該高等教育機関の他の施設にアクセスできるときでも、この定義が適用される。また、主としてすでに発表された研究に基づいて与えられる研究資格に登録している学生も、当該高等教育機関で研究を行っているのではない限り、RAEの対象に含まれない。

109. 学生は、評価申請されたスタッフによって積極的に指導されていることが必要である。外部の研究組織によって雇用され、学習の大部分をその学科外で行っている学生はRAEの対象に含まれない。「知識移転パートナーシップ」(KTP, 旧 Teaching Company Scheme, TCS) など、仕事に基礎をおく学習に携わり、研究を基礎とする修士・博士号の課程に登録している学生は、その学習の多くがその学科で行われているならば、評価申請に含むことができる。

#### 登録

110. 学生の人数と FTE 数は、学生がその学習プログラム年に登録しているときにのみ記録される。RAEの目的では、登録された学生とは、高等教育機関に授業料を支払う義務を負い、学習プログラ

ムに関して研究の指導を受ける者である（自分自身で授業料を支払っているかどうかは問われない）。プログラムの枠に受け入れられただけでは、RAEにおいてカウントされる資格にならない。プログラムが複数の高等教育機関によって共同で運営されているときには、授業料を受理する高等教育機関のみがその学生をカウントする。複数の高等教育機関が1人の学生から授業料を受理しているときには、最大の部分を受理する高等教育機関がその学生をカウントするものとし、複数の高等教育機関が同額を受理しているときには、それらの機関はその学生をカウントできるのは1機関のみであることを確認しなければならない。ときとして、その学生が本拠としている高等教育機関が、他の高等教育機関のために授業料を徴収することがある。そのような場合には、授業料の全額が他の高等教育機関に移動されるならば<sup>3</sup>、その授業料の移動を受けた高等教育機関がその学生をカウントする。

111. 研究学生は、ウェールズとスコットランドの高等教育機関からの評価申請の場合を除き、その学生が登録されている高等教育機関によって報告される。ウェールズとスコットランドの場合にはその学生が学習している高等教育機関の評価申請に含まれる。（この違いは、現在、予算配分の目的で学生がカウントされる方法の違いを反映している。）1人の学生は、1つの資格に関して1つの高等教育機関にしか登録できない。

112. ときとして、学生は、独自の修士号・博士号を授与する資格を持たない、または最近まで持っていなかった高等教育機関で研究学位のための学習に登録しており、別の高等教育機関がそのような学生のプログラムを認証して学位を授与することがある。そのような場合、学生は、登録されている高等教育機関によって数え上げられる。認証する高等教育機関は、これらの学生を数えない。

### 学習プログラム年

113. 学生の学習プログラムの第1年目は、学生がその資格に向けた学習を最初に開始したときに

始まる。その後の学習プログラム年は、翌年以降のそれに相当する日またはそれに近い日に始まる。

### フルタイム換算 (FTE)

114. RAEの目的で、学生のFTE数とは、同じ資格を目指して通年で学習するフルタイムの学生と比較した、その学習プログラム年における学習の量を指す。学生は、その学習プログラム年に合計24週間以上当該高等教育機関または他の場所に出席することが求められ、その期間中、通常1週間に平均21時間勉強することが期待される場合にフルタイムといわれる。FTEは、定義に指定された日を含む学習プログラム年のFTE数であり、その日の学生の活動の推定値ではない。フルタイムの学習を行っている学生は、1.0FTEと報告される。パートタイムの学習を行っている学生は、フルタイムの学生に比した学習の時間を反映するFTE数で報告される。

115. パートタイム・プログラムのFTEは、同等のフルタイム・プログラムとの比較によって計算される。全体として見れば、パートタイム・プログラムの合計FTE数は、同等のフルタイム・プログラムの合計FTE数と同じでなければならない。同等のフルタイム・プログラムが存在しないときには、フルタイムの学生と比較した学習量について合理的な学問的判断がなされる。

116. 学生は、学習プログラムの最終年には通年で学習しないこともある（たとえば、15ヶ月のMPilプログラムの第2年目など）。この場合、学生は、最終年にはパートタイムとして記録され、通年の学習に対する比率を反映したFTE数となる。最終年の7月31日にその学生が活発な学習活動を行っていない場合でも、この数値が記録される。

117. 研究学位のコースに登録されているカテゴリーAのスタッフは、パートタイム学生に含むことができる。その合計FTE数（カテゴリーAスタッフとしてのFTEと研究学生としてのFTEの合計）は1.0を超えてはならない。

118. FTEと学習プログラム年を計算するにあたって、中断の期間が考慮に入れられるべきであ

<sup>3</sup> 授業料そのものは移動されないが、その学生に関して機関間で支払いを相殺するために用いられるならば、これは授業料が移動されたものとみなされる。

る。たとえば、3年間のフルタイム学習プログラムの第1年目に、病気のため3ヶ月間登録が中断された学生は、1年目0.75、2年目1.0、3年目1.0、4年目0.25と計算される。

119. 研究学生は、その指導者が報告される UOA に報告されなければならない。学生が複数のスタッフの指導を受け、これらの指導者の報告 UOA が1つではない場合、合意された責任の分割に従って、または指導者の数の比率に従って、分割して報告されてもよい。

120. 修士・博士号の取得コースに登録されている研究助手の記録のしかたは、第71段落に説明されている。

121. 第106段落の定義に該当しないが、その存在が重要だと見なされる学生を含む学科は、RA5a を用いてそれを説明することができる。

#### 授与された学位

122. 学位の授与は、高等教育機関の評議員会や、学位授与の権限を与えられたその他の組織または者が正式に授与を承認したときに記録される。

123. 授与された学位は、第119段落と同じ形で報告されるものとする。すなわち1つの UOA に報告されるか、あるいは合意された責任の分担または指導者の数の比率に従って分割して報告される。

#### 研究奨学生（リサーチ・スチューデントシップ）のデータ要件

124. 研究を基礎とする修士・博士号のために設けられ、2001年、2002年、2003年、2004年、2005年、2006年の各暦年および2007年（7月31日まで）にその学科に認められた新しい奨学生の数について、データが求められる。奨学生は、RA3a に報告される学生に認められたものでなければならない。奨学生の数は、以下の資金源ごとにリストされる。

- a. OST 研究カウンシルほか——科学技術庁 (OST)、旧人文科学研究委員会、スコットランド政府、北アイルランド雇用教育省、北アイルランド農業・農村開発部によって授与される奨学生が含まれる。研究カウンシルが資金提供する研究助手奨学生は含まれない。
- b. 英国の慈善団体——英国に本拠をおき、慈善委員会に登録されている慈善財団や慈善信託

その他、またはスコットランド内国歳入庁に慈善団体と認識されている団体による奨学生

c. 英国の中央政府——ブリティッシュ・カウンシルおよび NHS R&D による奨学生が含まれる。

- d. 英国の地方自治体、医療・病院の管轄当局
- e. 英国の産業界、商業界、公営企業
- f. 高等教育機関の自己資金——助成金や寄付収入によるものかその他の資金源によるものかにかかわらず、高等教育機関によって資金提供される奨学生が含まれる。
- g. 海外
- h. その他——学生の自己資金によるものを含め、その他の資金源によって資金供給される。資金源を明記することが求められる。

新しい奨学生の数は、それぞれの資金源ごとにリストされなければならない。複数の資金源によって出資されている奨学生は、それぞれに分割してリストされる。

#### 研究奨学生のデータの定義と注意点

125. 奨学生は、支払われた額が、英国研究カウンシルの資金によるプロジェクトに研究カウンシルによってその年に支払われた奨学金と同じかそれより高い場合にのみ、RAE の報告に含むことができる。この金額より低い部分的な額が支払われる奨学生、生活費のみを支払う奨学生、またはベンチ・フィー（大学院生によって使用される教材／消耗品のための料金）もしくは大学学費が支払われる奨学生は含まれない。

126. パートタイム学生の奨学生は、支払われた額が、第125段落に説明されたレベルを FTE に応じて案分されたものと同じかそれより高い場合にのみ、RAE の報告に含むことができる。

127. 研究学位コースに登録している大学院生に認められた奨学生の数が記録される。それが最初に開始した暦年（または2007年については7月31日までの部分的な暦年）に、1回だけ新たな奨学生としてカウントされる。奨学生の期間の延長、または資金源の変更は、この報告の目的では新しい奨学生とはみなされない。学生が最初の年に複数の資金源の奨学生に採用されているならば、その奨学生は、それぞれの資金源ごとに分けて小数

でリストされる。

128. 学生が複数の UOA に報告されるスタッフから共同で指導を受けているならば、奨学生は、研究学生の報告と同じように、分割して小数で報告される (第119段落参照)。

129. 研究カウンシルの博士養成アカウント (doctoral training account : DTA) を通して高等教育機関によって配分された新しい奨学生の数は、「OST 研究カウンシルほか」として報告される。

### 第3部 第4節 研究収入 (RA4)

#### データの要件

130. 2001年1月1日から2007年7月31日までの各財政年度に得られた外部研究収入に関するデータが要求される。2001年に関しては、その年の一部 (1月1日から7月31日まで) について報告されるものとする。

131. 外部研究収入のデータは、以下の資金源ごとにリストされるべきである。

- a. OST 研究カウンシルほか—— OST 所管の研究カウンシル、旧人文科学研究委員会、ブリティッシュ・アカデミー、王立協会からのすべての研究助成金と契約収入が含まれる。研究カウンシルの施設を研究者が使用した時間の価値で表した研究カウンシル収入は、別の行としてリストされるものとする (第150-151段落参照)。
- b. 共同基幹施設 (インフラ) 基金 (JIF) —— OST またはウェルカム財団の資金から提供される JIF 助成金の分配分を含むことができる。高等教育財政カウンシルから提供される JIF 助成金の分配分は含むことができない。しかし、評価申請書の記述部分で、そのような助成金について言及することができる。
- c. 共同研究設備イニシアチブ (JREI) —— このイニシアチブに基づく助成金は、研究カウンシル、産業界、財政カウンシルから提供された部分に分けて報告されるものとする。
- d. 英国の慈善団体——英国に本拠をおき、慈善委員会に登録されている慈善財団や慈善信託その他、またはスコットランド内国歳入庁に慈善団体と認識されている団体による研究助成金と契約収入。

- e. 英国の中央政府組織、権限委譲された行政府に管理される組織、地方自治体、医療・病院管轄当局——研究カウンシルと公営企業を除き、英国の中央政府組織、英国の地方自治体、英国の医療・病院管轄当局 (NHS R&D を含む) からのすべての研究助成金と研究契約収入が含まれる。したがって、政府省庁、北アイルランドの各行政部門、スコットランド政府、ウェールズ政府、中央政府資金で資金供給されているすべての組織がここに含まれる。地域開発庁 (RDA) からの収入は、この項目の別の行として報告されるものとする。4つの高等教育財政カウンシルを除く省庁以外の公的組織 (NDPB) からの収入はここに報告される。臨床またはそれ以外の教育に関する NHS の資金は除かれる。一部の評価部会は、その基準説明書において、NHS R&D の予算を「英国中央政府組織」の下位項目として報告するよう指定する可能性がある。
- f. 英国の産業界、商業界、公営企業——英国で営業しているすべての産業・商業企業からの研究助成金と契約収入が含まれる。英国の公営企業 (公的に所有され、大きな財政的独立性を持つ取引団体と定義され、通常は法定の法人組織である) には、国営の企業、および英国測量公社 (Ordnance Survey) のような組織が含まれる。
- g. EU 政府組織——欧州委員会 (EC) を含め、英国の組織を除いて、EU 内で活動しているすべての政府組織からの研究助成金と契約収入が含まれる。ソクラテス・エラスムス、EU リングプログラム、EU レオナルドプログラム、ヨーロッパ横断大学移動性プログラム (TEMPUS)、欧州社会基金 (ESF) および同様の助成金は、その一部が研究のために授与・使用された場合を除き、この項目には含まれない。研究のために使用された部分はここで報告される。ある高等教育機関が EC の研究資金の調整役を果たしている場合には、その研究資金の受託者の 1 メンバーとしてその高等教育機関で直接的に費やされた部分のみがここに含まれる。評価対象期間中に EU に加盟した国に関しては、EU 加盟日以降の収入のみが含まれ、それ以前に得られた収入



は「その他の海外」として報告される。

- h. その他の EU —— 英国を除く EU 内で活動しているすべての政府以外の組織から得られたすべての研究助成金と契約収入が含まれる。評価対象期間中に EU に加盟した国に関しては、EU 加盟の日以降の収入のみが含まれ、それ以前に得られた収入は「その他の海外」として報告される。
- i. その他の海外 —— EU 以外で活動している組織から得られたすべての研究助成金と契約収入が含まれる（資金源を明記する。「その他の海外」は特定された1つの資金源となる）。
- j. その他の収入 —— この段落のいずれの項目に該当しないすべての研究助成金と契約収入が含まれる。高等教育機関は、その資金源を明記しても「その他」としてまとめてよい。他の高等教育機関からの収入は、その高等教育機関が最終的な資金源であるならば、ここに含まれる。

#### データの定義と注意点

132. HESA の研究収入の定義が適用される。すなわち、外部の資金援助を得て高等教育機関（またはその傘下の機関）によって行われる研究に関する収入であり、それに直接関連した費用（間接的な費用の回収を含む）が発生している収入である。助成金または契約の当初金額ではなく、外部助成金または契約に関してそれぞれの財政年度に費用が発生した実際の研究収入が記録されるものとする。助成金または契約金が1会計期間を超えて継続するプロジェクトに対するものである場合には、それぞれの年に報告される金額は、支給された全額ではなく、その年の財務諸表に記録される額とする。

133. 当チームは、助成金収入は競争的なピアレビューを通して獲得されるものと期待していることから、第142段落および143段落に詳述されたとおり、一部の資金源は除いている。この除外は、契約収入、または委託研究からの収入には適用されない。

134. 評価申請書に含まれる助成金または契約には、カテゴリ A から D のリサーチアクティブとして評価申請されるスタッフが少なくとも1名関与していなければならない。この条件を満たし、

RAE の目的で定義されたとおりの研究であり（付属書 A 参照）、当該高等教育機関で実行され、直接的に関連する費用が発生した研究に関して、すべての収入が報告されるべきである。

135. コンサルティングは通常既存の知識の応用にかかわることから、当チームは、一般にコンサルティングの収入は除かれると考えている。しかし、コンサルティング収入によって資金供給される活動が RAE の目的での研究の定義に当てはまるならば、契約の性質や請求の取決めにかかわらず、そのコンサルティング収入をここに含むことができる。

136. 収入は、当該高等教育機関または学科に保有されるか、学科内の個人が自由に使えるかにかかわらず、間接的な費用の回収を含む全額で示されるべきである。研究助成金や契約のうち、既存のスタッフまたは施設のコストに関連する部分はここに含むことができる。

137. ここに含まれるのは、高等教育機関の独自口座を通して管理される外部研究収入である。子会社の口座を通して管理される収入も、それが当該高等教育機関の監査済み財務報告書に連結されるならば、ここに含まれる。その学科内で働く個人によって直接得られた収入など、それ以外の収入はここで報告されない。ただし、評価申請書の記述部分で、それについて言及することができる。同様に、設備の寄贈や、具体的な研究プロジェクトの助成金または契約の一部として支払われない建設資金も、評価申請書の記述部分で説明することができ、RA4からは除外される。

138. 建設プロジェクトのための研究助成金または契約収入は報告することができる。そのような収入は、資金源にかかわらず、「その他」として報告されるものとする。その際、資金源を明記し、「(建設)」という語を添えることが求められる。しかし、一般的な建設助成金や建設のための寄付はここに含まれない。また、教育やその他の研究以外の用途に関連した建設助成金も、ここに含まれない。

139. 研究目的のための寄付を受け、リサーチアクティブとして評価申請されたスタッフの少なくとも1名が関わる研究に関してその寄付金が直接的な費用を発生させているならば、寄付であることを明記した上で、「その他」として報告すること

ができる。

140. KTP からの研究収入は、奨学生または授業料に関する部分を除き、ここに含まれる（第141段落参照）。

#### RA4の対象にならない収入

141. 研究助成金や契約のうち研究学生を支援するために用いられる部分を含め、奨学生または授業料からの収入は RA4の対象にならない。そのような用途がはじめから助成金や契約の一部を形成していたのか、後から決定されたのかは問われない。

142. JREI を除き、財政カOUNシルの特別イニシアチブに基づいて授与された助成金は RA4の対象にならない。助成金のプログラムが1つまたは複数の財政カOUNシルと外部のパートナー組織によって共同で資金供給されている場合には、補助金授与の通知に明記されているとおり、財政カOUNシルに帰属する部分は RA4の対象にならない。

143. 科学研究投資基金の収入、および高等教育財政カOUNシルによって資金供給され公式に従って授与される同様のプログラムは、RA4の対象にならない。

144. 設備の寄贈を含め、高等教育機関に直接費用を発生させない研究目的での寄贈は、RA4の対象にならない。ただし、評価申請書の記述部分でそれらに言及することができる。

#### その他の注意点

145. 複数の UOA にわたって助成金または契約が授与され、または研究作業が実行される場合、その収入が使用される方法に従って、複数の UOA への評価申請の間で分割される。複数の資金源から資金を得ている研究プロジェクトは、実際の資金源を反映する形でそれぞれの欄に収入が配分される。

146. プロジェクトが複数の高等教育機関や組織によって行われ、1つの高等教育機関が「幹事機関 (lead institution)」として行動しているとき、報告を行うそれぞれの高等教育機関によって受理・使用され、その機関によって実際に行われている活動に関連する収入のみが RA4に含まれるべきである。したがって、幹事機関は、他の機関や組織に渡されたその年の収入部分を RA4に含んで

はならない。この段落に記された形で助成金または契約の一部を受け取るその他の高等教育機関は、第131段落に記されたとおりに、もともと資金を提供した収入源ごとにその収入を報告する。

147. 1つの補助金または契約が進行している間に研究者が高等教育機関を移動することがある。そのような場合、その研究者がもと所属していた高等教育機関が引き続き補助金／契約からの収入を受け取っているならば、これはこの機関によってのみ報告されるべきである。以前の助成金／契約が取り消されて新しい助成金／契約が移動先の機関に発行されたのならば、それぞれの収入がそれぞれの機関によって報告される。

148. ある研究者が高等教育機関の間を移動したが、もと所属していた機関で、他のスタッフと共同で受理した補助金／契約に基づく活動を続けているときには、その収入はそれを受理している機関のみが報告する。複数の機関の研究者に与えられた補助金／契約に関する規則は、はじめから複数の機関の研究者に与えられたもののみ適用され、授与が発表された後に研究者が機関を移動する場合には適用されない。

149. スコットランドの高等教育機関がスコットランド政府保健省の Chief Scientist Office から少額の生物医学・臨床研究の助成金や契約収入を得ているとき、それは「OST 研究カOUNシルほか」に含むことができる。そのような資金は、研究資金のプールに対する競争によって授与されるからである。ウェールズ医療・社会ケア研究開発局 (WORD) によって、ピアレビューに基づいて与えられる生物医学・臨床研究の助成金も、「OST 研究カOUNシルほか」に含むことができる。具体的な研究に対し、ウェールズ政府の1機関としての権能によって WORD から与えられている補助金や契約は、「英国の政府組織」の欄で報告されるものとする。

150. 研究カOUNシルの施設の使用時間がピアレビューによって配分され、それによって大学の学科の研究者がその施設を使用する場合、その時間の推定価値は「OST 研究カOUNシルほか」として報告することができる（第131 a 段落参照）。この数値は別の行に記すことが求められる。指定された施設のアクセスと資金提供に主たる責任を有する研究カOUNシルは、関連する高等教育機関と

RAE チームに対し、これらの配分時間の価値に関するデータを提供する。研究カウンスルは、各高等教育機関に、評価申請に取り入れるのに十分な時間的余裕のある時期に、RAE 評価対象期間である2001年1月1日から2007年7月31日に関連するデータを提供すると期待されている。HEFCE は今後、これらの手配について研究カウンスルと話し合い、高等教育機関にデータが提供される暫定的日程の確認を含め、さらに詳しい手引き書を発行する。

151. 研究カウンスル中央研究所審議会 (CCLRC) の施設開発補助金は、ピアレビューを通して大学の学科の研究者に配分されるが、CCLRC によって会計処理される。しかし、これも「OST 研究カウンスルほか」の中の別の行として報告することができる (第131 a 段落参照)。CCLRC はこうした助成金の金額に関するデータを関連の高等教育機関と RAE チームに提供する。いずれ適切な時期に、高等教育機関にデータが提供される暫定的日程の確認を含めて、さらに詳しい取決めが発表される。

152. 例外的に、高等教育機関に支払われる時点で研究助成金または契約の全部もしくは一部に VAT が課せられることがあるが、これは当該機関の研究収入には含まれない。

153. 一部のサブ評価部会は、高等教育機関に対し、研究グループごとに研究収入を報告することを求める可能性がある。その場合、サブ評価部会の公表される基準説明書にこの点が明記され、グループごとの収入を報告する機能がデータ収集ソフトウェアに含まれる。また一部のサブ評価部会は、高等教育機関に対し、NHS R&D の研究収入を「英国政府中央組織」の中の分離された下位項目として報告することを求める可能性がある。その場合、サブ評価部会の公表された基準説明書にこの点が明記され、それを可能にする機能がデータ収集ソフトウェアに含まれる。

### 第3部 第5節 研究環境と好評度 (esteem) (RA5a)

154. その学科の研究環境と好評度 (esteem) の高さの根拠を示す情報が必要とされる。サブ評価部会は、公表された基準に照らして評価申請を評

価することができるように、その基準説明書において、RA5a の構造と最低限の内容を指定する。

155. RA5a の内容に関する要件の詳細なガイダンスは、評価部会の基準に記される。各評価部会の基準は、各学科に対し、以下を含む研究環境と組織について説明するよう勧める。

- ・ 当該高等教育機関がその UOA に対して行っている戦略的な投資に関する情報
- ・ 研究スタッフ、特に若手研究者の育成と奨励に関する戦略
- ・ 他大学、大学以外の組織、および海外の高等教育機関との共同研究に関する戦略
- ・ 現場実務者、企業、その他のユーザーを含む学界内外の受け手にとっての当該高等教育機関の研究の重要性

また、高等教育機関は、RA5a において、評価対象期間中にその学科または学科内の個人の研究の好評度が高かったことを示す証拠を述べることが勧められる。

156. RA5a には長さの制限が設けられる。これは評価部会による基準説明書の中で決定されるが、当チームは、2001年 RAE の RA5 と RA6 の合計 (すなわち、スタッフの FTE 数が6人までならば A4 で4面以内、6人から20人までならば8面以内、さらに20人増えるごとに A4 で1面追加され上限は14枚) より短くなることはないと考えている。当チームは、評価部会の最終的な基準説明書とともにこの制限について発表する。

157. サブ評価部会の要請があれば、当チームは、研究の計画と戦略を説明した2001年 RAE の評価申請の RA5 と RA6 を評価部会に提供する。

158. 評価部会の基準説明書には、評価申請を評価する上で RA5a の情報がどのように用いられるかが説明される。

#### スタッフ個人の状況 (RA5b)

159. 評価部会は、公表された基準に従って評価申請書を評価するに当たり、非公開情報として RA5b に提供された情報を利用する。RA5b に含まれる情報は公表されない。

160. 評価申請への貢献を制約したスタッフ個人の状況を説明することが求められる。そのような情報には以下が含まれるであろう (ただしこれに限定されない)。

- a. 出産休暇など、法で定められた事項
- b. 職務がパートタイムであること
- c. 長期プロジェクトに従事していること
- d. キャリアの初期にあること。RAE2008に関しては、一般に、2001年1月1日から2007年10月31日の間にアカデミックな職務についた者と定義される（第75 j 段落参照）。評価部会の基準説明書に、それぞれの学問領域ごとのガイダンスが提供される。
- e. 以下の理由により長期にわたって（2001年1月1日から2007年10月31日の間に連続6ヶ月以上）不在であったこと
  - i. 出向
  - ii. キャリアの中断
  - iii. 病気またはけが

161. 高等教育機関は、個人的状況のために評価申請書における研究への貢献が大きく制約され、ゆえに RA5b に記述されたスタッフがいるならば、RA1においてその旨を表示することが求められる。評価部会が公表された基準を適用することができるように、高等教育機関は、個人の特別な状況がどのように貢献を制約したかを十分かつ明確に示す必要がある。高等教育機関は、研究を行う個人の能力に影響を及ぼさなかった状況（たとえば障害など）を記述する必要はない。

162. RA5b にはスタッフ1名あたりの長さの制限が設けられる。当チームは、評価部会が作成する基準説明書に従ってこれを決定し、評価部会の最終的な基準説明書とともに発表する。

### カテゴリーCのスタッフの状況 (RA5c)

163. カテゴリーCとして報告されるスタッフ1人1人に関し、RA5cにおいて、その研究が明白かつ確実にその学科に焦点をおくものであることを記述することが求められる。サブ評価部会の基準説明書は、提供されるべき証拠のタイプの例を示す。サブ評価部会は、提出された証拠に納得できない場合には、その学科の研究に対する当該スタッフの貢献を評価するにあたってそれを考慮に入れる可能性がある。RA5b と同じく、RA5c にも1名あたりの長さの制限が設けられる。これは、公表される最終的な評価部会の基準説明書とともに発表される。RA5c の情報は公表される（第33段落参照）。

### 付属書A

#### 質のプロフィールと質のレベルの定義

#### 表1 および表2 に対する注記

1. サブ評価部会は、提示されたすべての証拠を考慮に入れ、専門的な判断を用いて、それぞれの評価申請書に記述された研究活動の質のプロフィールに関する意見を形成する。サブ評価部会の意見は、サブ評価部会との協議の上で、主評価部会によって承認される。
2. 「世界トップクラス」の質とは、それぞれのUOAにおいて疑問の余地のない質の水準を指す。
3. ここでの「世界トップクラス」、「国際的に」、「国内的に」という語は、質の水準を表すもので

表1 質のプロフィールの例\*

UoA A	評価申請されたカテゴリーAのスタッフの数 (FTE)	以下の基準を満たすと判断された研究活動が評価申請書に含まれる割合				
		4*	3*	2*	1*	等級なし
大学X	50	15	25	40	15	5
大学Y	20	0	5	40	45	10

表2 質のレベルの定義

4*	独創性、重要性、厳格性の面で世界トップクラスの質のレベルである。
3*	独創性、重要性、厳格性の面で国際的に優秀であるが、最高水準には満たない質のレベルである。
2*	独創性、重要性、厳格性の面で国際的に認められる質のレベルである。
1*	独創性、重要性、厳格性の面で国内的に認められる質のレベルである。
等級外	国内的に認められる水準に満たない質のレベルである、またはRAEの目的での公表された研究の定義に該当しない。

あり、テーマの特性や地理的な範囲、あるいは研究の行われる場所や伝達される地域に言及するものではない。たとえば、「国内的に」という語は、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国内で伝達されることを意味しない。

4. 一つ星の基準ライン以上の研究が1点も含まれない評価申請は、100%「等級なし」と表示される。研究（すなわちRAEの目的での研究の定義に該当する研究）が1点も含まれない評価申請には、質のプロフィールは与えられない。

3つの要素の加重の比率はたとえば上記の表のように決められる。この比率の配分は評価部会が行う。研究業績のプロフィールの最低加重比率は50%である。この例の総合的な質のプロフィールは、4\*レベルと評価される研究活動が全体の15%であることを示している。これは、70%×10（研究業績）、20%×20（研究環境）、10%×30（好評度の指標）を合計し、以下の第8-11段落に従って端数処理を行うことによって導かれた数値である。

**図1 に対する注記**

1. 評価部会は、総合的な質のプロフィールに決

**総合的な質のプロフィール**

質のレベル	4 *	3 *	2 *	1 *	等級なし
研究活動の比率(%)	15	25	30	20	10

総合的な質のプロフィールは、研究業績、研究環境、好評度の指標に関して作成されたプロフィールを加重合計したものである。

**研究業績**

4 *	3 *	2 *	1 *	等級なし
10	25	40	15	10

たとえば70%（最低50%）

**研究環境**

4 *	3 *	2 *	1 *	該当なし
20	25	15	20	15

たとえば20%（最低5%）

**好評度の指標**

4 *	3 *	2 *	1 *	該当なし
30	25	10	10	15

たとえば10%（最低5%）

図1 質のプロフィールの作成方法

するにあたり、評価申請書のすべての構成要素を考慮することが求められる。構成要素とは、RAEで収集された各データ、すなわち評価申請されたスタッフの情報（RA1）、研究業績（RA2）、研究学生のデータ（RA3）、研究収入（RA4）、研究環境に関する裏づけ情報と好評度の指標（RA5a）である。

2. これらの構成要素は、3つの包括的な要素、すなわち研究業績、研究環境、好評さを表す指標（好評度）に基づいて評価される。研究業績（RA2）は常に、これら3要素の1つとして評価される。

3. 主評価部会は、研究業績以外の評価申請の構成要素（RA3, RA4, RA5）が「研究環境」として評価されるのか、「好評さの指標」として評価されるのかを決定する。たとえば、研究収入は研究環境に貢献すると考えられることもあれば、その分野における好評度の尺度だと考えられることもある。同様に、研究学生の数、研究学生の修了状況、研究奨学生は、研究環境に含まれることも好評度の指標に含まれることもある。主評価部会は、基準説明書と作業手順において、評価申請の各構成要素を特定の要素に割り当てる理由を説明する。

4. 主評価部会は、3つの要素——研究業績、研究環境、好評度の指標——のそれぞれに加重比率を配分する。これは、各要素が総合的な質のプロフィールに貢献する度合いを示す。RAEの作業において最も重視されるのは専門家レビューであることから、研究業績に配分される加重比率は総合的な質のプロフィールの50%以上でなければならない。主評価部会によっては、研究業績の加重比率をもっと高めるという合理的な判断をすることもあろう。主評価部会は、他の側面、すなわち環境と好評度にも、適切と思われる相当程度の加重比率を配分しなければならない。しかし、質のプロフィールは5%幅で表されるため、両者とも最低の加重比率は5%である。主評価部会は、すべての加重配分について、基準説明書でその根拠を説明しなければならない。

5. サブ評価部会は、研究業績を評価し、この要素に関する質のプロフィールを作成する。また、サブ評価部会は、研究環境と好評度の指標の要素に割り振られる構成要素内の証拠を評価し、それぞれの質のプロフィールを作成する。

6. サブ評価部会は、加重比率をかけた3つの質

のプロフィールを合計し、その評価申請に関する総合的な質のプロフィールを作成する。その後、本付属書の第8-10段落に説明される端数処理の方法を用いて、総合的な質のプロフィールの端数処理を行う。総合的な質のプロフィールは5%幅で表される。

7. サブ評価部会は最終的に、専門的な判断により、総合的な質のプロフィールがその評価申請の研究活動を公正に表していること、および評価申請のすべてのコンポーネントが考慮に入れられて

いることを確認する。

#### 端数処理

8. すべてのサブ評価部会は、総合的な質のプロフィールが常に合計で100%になるようにし、単純な端数処理がもたらしうる不当な結果を避けるため、累積式の端数処理の方法を採用する。まず、業績、環境、好評度の加重された質のプロフィールを合計し、それから累積式の端数処理を行う。

#### 処理の例

9. ここでは図1の例を用いる。まず、業績、環境および好評度の加重されたプロフィールを合計することにより、仮の総合的なプロフィールを計算する。

	4 *	3 *	2 *	1 *	等級なし
研究業績類	10	25	40	15	10
環境	20	30	15	20	15
好評度	30	25	10	20	15
重み					
研究業績類70%	7	17.5	28	10.5	7
環境20%	4	6	3	4	3
好評度10%	3	2.5	1	2	1.5
初期プロフィール	14	26	32	16.5	11.5

10. 累積式の端数処理は3段階で行われる。

a. 初期のプロファイルは以下のとおりである。

4 *	3 *	2 *	1 *	等級なし
14	26	32	16.5	11.5

b. ステップ1: 累計を計算する (たとえば、3\*以上の累計は $26 + 14 = 40$ である)。

4 *	3 *	2 *	1 *	等級なし
14	40	72	88.5	100

c. ステップ2: これらを最も近い5%幅の数値に置き換える (末尾が2.5または7.5であるときには繰り上げる)。

4 *	3 *	2 *	1 *	等級なし
14	40	70	90	100

d. ステップ3: 隣との数値の差を端数処理後のプロフィールとする。たとえば、2\*の割合は、2\*以上の累計から3\*以上の合計を差し引いたもの ( $70 - 40 = 30$ ) となる。

4 *	3 *	2 *	1 *	等級なし
15	25	30	20	10

11. 逆に上から累計しても (末尾が2.5または7.5であるときには切り下げる)、まったく同じ結果が得られる。

**付属書B**

**RAEの目的での研究の定義**

(2001年 RAE で用いられた定義の表現に変更が加えられている部分は、**太字**で書かれている。)

RAEの目的での「研究」とは、知識と理解を得るために行われた独創的な調査研究と理解される。これには、商業界、産業界のニーズに直接関連したもの、**および**公的部門や非営利部門に直接関連したものが含まれる。また、スカラシップ\*が含まれるほか、アイデア、イメージ、上演や、デザインを含む工芸品の創造・生成も、それらが新たな洞察、または大幅に進歩した洞察を導くならば、研究に含まれる。さらに、新たな、または大幅に改善された物質、考案物、製品、工程を生み出すために、実験的な展開の中で既存の知識を用いること(デザインと建設を含む)も研究に含まれる。しかし、新しい分析的な手法の開発とは異なり、国の基準を維持するなどの目的で**手順どおりに行われる物質・成分・工程の検査や分析**は含まれない。また、独創的な研究の具現ではない教材開発も除かれる。

\* RAEの目的でのスカラシップとは、辞書、学問的な校訂、目録、重要な研究データベースへの寄与といった形による、研究課題や学問領域の知的インフラストラクチャーの創造、発展、維持と定義される。

**付属書D**

**RAE2008のタイムテーブル**

2005年1月	評価部会へのガイダンスの発行
2005年5月	評価部会のメンバー発表
2005年6月	評価申請の手引きの発行
2005年夏	主評価部会およびサブ評価部会の基準と作業手順の案の発表とそれに関する諮問(2005年7月16日から9月19日)
2006年1月*	主評価部会およびサブ評価部会の最終的な基準と作業手順の発表

2006年8月	ソフトウェアのパイロットバージョンとマニュアル草案の発表
2006年12月	ソフトウェアの最終バージョンと最終的なマニュアルの発表、および高等教育機関に対する評価申請募集
2007年春	高等教育機関の評価申請の意思に関する調査
2007年7月31日	研究収入と研究学生のデータに関する評価対象期間の終了
2007年10月31日	所属決定日
2007年11月30日	評価申請の受付終了
2007年12月31日	発表期間の終了(研究業績の発表の期限)
2008年12月	結果の公表

\* RAE 01/2005『評価部会の手引き』の付属書Eのタイムテーブルで、当チームは、2005年末までに評価部会の最終的な基準と作業手順を発表するという予定を提示した。しかし、高等教育機関と各分野の団体が基準と作業手順の案に関して十分に検討した上で意見を提出できるようにするため、諮問期間を2週間のばすことにしたことから、最終バージョンの発表は2006年1月になるものと考えている。

**評価部会の会合のタイムテーブル**

第1ラウンド	
2005年1-3月	基準の設定(草案)
第2ラウンド	
2005年3-5月	基準の設定(草案)
第3ラウンド	
2005年10月/11月	基準の設定(最終)
第4ラウンド	
2007年6月/7月	評価申請の意思に関する検討
第5-8ラウンド	
2008年1月-11月	評価フェーズ

各ラウンドは、それぞれの主評価部会とサブ評価部会の会合1回ずつで構成され、通常1日ないし2日間である。主評価部会が初めて会合を開く第1ラウンドを除き、通常、サブ評価部会の会合が主評価部会の会合の前に開かれる。

## 付属文書C

## RAE 2008における評価領域単位と主評価部会

主評価部会	UOA	UOA の名称
A	1	循環医学
	2	ガン研究
	3	感染症と免疫学
	4	その他の病院ベースの臨床研究
	5	その他の研究施設ベースの臨床研究
B	6	疫学と公衆衛生
	7	医療サービスに関する研究
	8	プライマリケア並びにその他の地域基盤医療問題
C	9	精神医学, 神経科学, 並びに臨床心理学
	10	歯科学
	11	看護学並びに産科学
	12	医療の専門職と研究
D	13	薬学
	14	生物科学
	15	基礎医学並びに人間生物学
E	16	農業, 獣医学, 食品科学
	17	地球圏科学と環境科学
	18	化学
F	19	物理学
	20	純粋数学
	21	応用数学
	22	統計学とオペレーショナルリサーチ
G	23	コンピュータ科学と情報学
	24	電気及び電子工学
	25	工学一般, 並びに鉱物, 鉱山工学
	26	化学工学
	27	土木工学
	28	機械, 航空, 生産工学
	29	冶金学と材料学
	30	建築学と人工環境
H	31	都市農村計画
	32	地理学と環境研究
	33	考古学
	34	経済学と計量経済学
I	35	会計学と財政学
	36	ビジネスと経営研究
	37	図書館と情報管理
	38	法学
J	39	政治学と国際研究
	40	社会福祉学と社会政策, 行政学
	41	社会学
	42	人類学
	43	開発問題研究
	44	心理学
K	45	教育学
	46	スポーツ関連研究
	47	アメリカ研究並びに英語圏に関する研究
L	48	中東及びアフリカ研究
	49	アジア研究
	50	ヨーロッパ研究
	51	ロシア, スラヴォニア, 東ヨーロッパ言語
M	52	フランス語
	53	ドイツ, オランダ, スカンディナヴィア言語
	54	イタリア語
	55	イベリア, ラテンアメリカ言語
	56	ケルト研究
	57	英語学と英文学
	58	言語学
	59	古典, 古代史, ビザンティン及び現代ギリシア語研究
N	60	哲学
	61	神論学, 神学, 宗教研究
	62	史学
	63	美術とデザイン
O	64	美術史, 建築史, デザインの歴史
	65	劇, 舞踊, 舞台芸術
	66	コミュニケーション, 文化, メディアに関する研究
	67	音楽



**付属書 E**

**データ要件の要約**

本付属書では、データ要件を要約し、それぞれのデータ要件と定義を説明した本文書の段落を示す。

データ要件の要約	書式	段落
評価申請されるカテゴリー A のリサーチアクティブ・スタッフの FTE 数	RA0	65g, I, 67a
研究助手の FET 数	RA0	67b, 69-71
研究支援スタッフ（研究技師，科学職員，実験職員，研究に専心するその他の支援スタッフ）の FET 数	RA0	67c, 69, 72-73
カテゴリー A-D として評価申請されたリサーチアクティブ・スタッフの契約その他のデータ	RA1	74-91
RAE2008 の特別研究員の定義に該当するスタッフのカテゴリー A および C への指定	RA1	75h, 80-82
評価申請されたカテゴリー A および C のスタッフが産出した，1 人につき最大 4 点までの研究業績に関するデータ	RA2	92-104
2001 年から 2007 年の各年におけるフルタイム研究学生の人数	RA3a	105a, 106-121
2001 年から 2007 年の各年におけるパートタイム研究学生の人数と FTE 数	RA3a	65g.ii, 105b, 106-121
2001 年から 2007 年の各年に授与された研究博士号の数	RA3a	105c, 122-123
2001 年から 2007 年の各年に授与された研究修士号の数	RA3a	105d, 122-123
2001 年から 2007 年の各年に研究を基礎とする博士・修士号コースの学生に与えられた新たな奨学生の数（資金源ごとに記載）	RA3b	124-129
2001 年から 2007 年の各財政年度に使用された外部研究収入（資金源ごとに記載）	RA4	130-153
研究環境と好評度の証拠を記述する情報	RA5a	154-158, *
評価申請される研究活動への貢献を制約した，各スタッフの状況に関する情報	RA5b	159-162
カテゴリー C のスタッフを評価申請する根拠——その研究が申請される学科に焦点をおいていることの根拠	RA5c	163

\* RA5a の構造は，基準と作業手順に関する評価部会の説明書に指定される。

**付属書 F**

**標準的なデータ分析結果**

それぞれの評価申請書ごとに評価部会に提供される標準的なデータ分析結果

1. カテゴリー別のリサーチアクティブ\*・スタッフの総数（人数）
2. 特別研究員の総数
3. リサーチアクティブ・スタッフの指導を受けている研究助手の総数
4. リサーチアクティブ・スタッフ 1 名あたり，指導する研究助手の数
5. リサーチアクティブ・スタッフの指導を受けている研究学生の総数
6. リサーチアクティブ・スタッフ 1 名あたり，指導する研究学生の数

7. 評価のために RA2 にリストされた業績の総数
8. 研究業績がそれぞれ 0, 1, 2, 3, 4 点であるスタッフの数（5 つの個別の合計値）
9. 奨学生の総数（スポンサー別）
10. リサーチアクティブ・スタッフ 1 名あたりの奨学生（スポンサー別）
11. 研究学生 1 名あたりの奨学生の数
12. 研究収入の合計（収入源別）
13. リサーチアクティブ・スタッフ 1 名あたりの研究収入（収入源別）

**各 UOA の評価部会に提供される標準的なデータ分析結果**

14. リサーチアクティブ・スタッフの総数
15. カテゴリー別のスタッフの総数（人数）
16. リサーチアクティブ・スタッフ 1 名あたり，指導する研究助手の数の平均

17. リサーチアクティブ・スタッフ1名あたり、指導する研究学生の数の平均
18. リストされた業績の総数
19. 年間に授与された研究学院の数の平均 (カテゴリー別: 博士号と修士号)
20. リサーチアクティブ・スタッフ1名あたりの奨学生の数の平均 (スポンサー別)
21. 研究学生1名あたりの奨学生の数の平均 (スポンサー別)
22. リサーチアクティブ・スタッフ1名あたりの研究収入の平均 (収入源別)

\*いずれの場合も「リサーチアクティブ」とは、評価申請に含まれるスタッフをいう。

スタッフ, 助手, 研究学生の数は, 特に記されていない限りはフルタイム換算で表示される。

いずれの場合も, リサーチアクティブ・スタッフ1名あたりの数値は, 2つの個別の合計値として示される。すなわち, カテゴリーAのスタッフの合計値と, カテゴリーAのスタッフとカテゴリーCのスタッフを合わせた合計値である。

#### 付属書 H

##### 関連する発行物および今後発刊予定の発行物

以下の発行物は, 2008年 RAE に関する関連情報を提供するものである。これから発表される文書の題名は暫定的なものである。これらはすべて, [www.rae.ac.uk](http://www.rae.ac.uk) で見ることができる (または発行の時点で見ることができる)。

- ・ RAE 01/2004 『英国の高等教育財政カウンシルによる初期決定』
- ・ RAE 03/2004 『評価対象ユニットと評価評価部会メンバーの募集』
- ・ RAE 01/2005 『評価評価部会の手引き』
- ・ RAE 02/2005 『評価評価部会の議長, 委員, 書記への平等化推進に関する概要説明』
- ・ 2008年 RAE の評価部会メンバー (ウェブのみ)
- ・ RAE データ収集——評価申請ソフトウェア

の XML スキーム (ウェブのみ)

- ・ 主評価評価部会およびサブ評価評価部会の基準と作業方法の説明書案 (2005年7月までに草案の形で公表される。ウェブのみ)
  - ・ 主評価評価部会およびサブ評価評価部会の基準と作業方法の最終説明書 (2006年1月に公表される)
- \* RAE 評価申請ソフトウェアの完成に関するガイダンス (2006年8月に公表される)

#### 付属書 J

##### 略語一覧

FTE	フルタイム換算
HE	高等教育
HEI	高等教育機関
HEFCE	イングランド高等教育財政カウンシル
HESA	高等教育統計機構
OST	科学技術庁
RA	研究評価
RA review	ギャレス・ロバーツ卿による研究評価審議
RAE	Research Assessment Exercise (研究評価事業)
u/c	等級なし (質のレベル)
UOA	評価領域単位

## 付属書 I 用語解説

評価期間	RAE の評価を受ける資格を得るために研究成果が公表されなければならない期間。2008年 RAE の評価期間は2001年 1月 1日から2007年 7月31日までである。
所属決定日	研究スタッフが特定の高等教育機関に所属しているかどうかを決定する日。(それ以前またはそれ以後に雇用状況に変化があっても、この日に雇用されている高等教育機関によってそのスタッフの RAE 評価申請がなされる。) 2008年 RAE の所属決定日は2007年10月31日である。
学科	RAE によって決定されたおよそ70の UoA の1つに提出される評価申請書に含まれるスタッフ、およびそれを支える活動と構造体。RAE における学科は、しばしば、大学または単科大学内の管理上の1単位とは異なる。
財政年度	RAE における財政年度とは、(4月 1日から3月31日ではなく) 8月 1日から7月31日とする。
適格スタッフ	意味のある、自律的研究を行っているスタッフ。または、学科の研究成果に、独立した重要な研究上の貢献をしていることを示すことができるスタッフ。
専門家審査 (review)	それぞれの学問領域の専門家による研究業績の評価。これに参加する専門家のほとんどは研究活動に従事している研究者であるが、現在は研究に従事していない研究ユーザーも評価に参加することがある。
予算配分機関	英国の4つの高等教育財政カウンシル、すなわちイングランド高等教育財政カウンシル、スコットランド高等教育財政カウンシル、ウェールズ高等教育財政カウンシル、北アイルランド雇用・教育省を指す。
共同申請	1つの研究領域において複数の高等教育機関が共同で研究を行い、1つの UoA へ1つの評価申請を提出されるもの
主評価部会	幅広い学問領域を代表する専門研究者のグループ。主評価部会は、それぞれが担当する学問領域グループにおける評価申請の質のプロフィールを最終決定すること、および各サブ評価部会の評価手法を一貫させることに責任を負う。
量的指標	研究のインプットと業績の量と使用状況に関して高等教育機関によって収集される量的なデータ
複数申請	1つの高等教育機関から1つの UOA に対してなされる、複数の個別の評価申請。それぞれの評価申請は、学術的および構造的に明確に区別される一群の研究について記述する。
評価部会	主評価部会とサブ評価部会の総称
実践ベースの研究	専門職業の実践を通して知識が生み出される研究
質のプロフィール	それぞれの評価申請の評価の結果の表現法。これまでの RAE で用いられた評点に代わって導入される。質のプロフィールは、1つの評価申請の中で、定義された4つの質のレベル (1*, 2*, 3*, 4*) のそれぞれに合致する総合的な研究活動が占める割合を示す。
研究活動	評価申請書に報告された研究と研究関連活動の総合。研究活動には研究の実行、管理、普及を含む。
研究業績 (research output)	研究の実施によって得られ、公に開示されている成果。
評価結果	RAE 評価部会の所見に従って財政カウンシルが発表する、1つ星～4つ星を用いた質のプロフィール、およびそれに関連する所見
サブ評価部会	それぞれの学問領域を代表する専門の評価者によるおよそ70のグループ。サブ評価部会は、評価申請の予備的評価を行うこと、および星の数で表した質のプロフィールについて主評価部会に提言することに責任を負う。
評価領域単位 (UoA)	高等教育機関によって RAE の評価申請がなされるおよそ70の学問領域の1つ

